

第25回SOMPO福祉財団賞 受賞記念講演録

受賞記念講演

『原子力災害からの複線型復興

ー被災者の生活再建への道』

立命館大学産業社会学部教授 丹波 史紀

シンポジウム

『大規模災害とソーシャルワークー複線型復興の可能性』

パネリスト : 大島 隆代 文教大学人間科学部准教授
: 武田 康晴 華頂短期大学幼児教育学科教授
: 伊藤 美子 (福)山田町社会福祉協議会
地域福祉係長・生活支援相談員
: 丹波 史紀 立命館大学産業社会学部教授
コーディネーター : 秋元 美世 東洋大学大学院
社会福祉学研究科特任教授
: 大島 巖 東北福祉大学副学長・教授

(敬称略)

日時 2024年7月28日(日)午後1時より

場所 グランドアーク半蔵門3階「華の間」

2024年12月

公益財団法人 SOMPO福祉財団

目 次

| | | | |
|-----------------------------|----------------|---------------------------------|-------|
| 1. 主催者挨拶 | | | |
| 公益財団法人SOMPO福祉財団 | 専務理事 | 齋藤 仁 | 1 |
| 2. 審査委員長挨拶 | | | |
| SOMPO福祉財団賞 | 審査委員長 | 秋元 美世 | 3 |
| 3. 記念講演 | | | |
| 『原子力災害からの複線型復興—被災者の生活再建への道』 | | | |
| | 立命館大学産業社会学部 教授 | 丹波 史紀 | 4 |
| 資 料 (講演会資料) | | | 16 |
| 4. シンポジウム | | | |
| 『大規模災害とソーシャルワーク—複線型復興の可能性』 | | | 22 |
| パネリスト | 大島 隆代 | 文教大学人間科学部准教授 | |
| | 武田 康晴 | 華頂短期大学幼児教育学科教授 | |
| | 伊藤 美子 | (福)山田町社会福祉協議会 地域福祉係長・生活支援相談員 | |
| | 丹波 史紀 | 立命館大学産業社会学部教授 | |
| コーディネーター | 秋元 美世 | 東洋大学大学院社会福祉学研究科特任教授 | |
| | 大島 巖 | 東北福祉大学副学長・教授 | |
| 資 料 (シンポジウム資料集) | | | 63 |
| 5. 第25回SOMPO福祉財団賞 | | | |
| 審査講評 | 審査委員長 | 秋元 美世 | 91 |
| | | | (敬称略) |
| 資 料 | | SOMPO福祉財団賞受賞者 | |

第25回SOMPO福祉財団賞贈呈式（2024年3月14日実施）



西澤 敬二 理事長



秋元 美世 審査委員長



受賞者 丹波 史紀 氏



前列（厚労省、理事長、受賞者（2名、出版社、審査委員長）後列（理事、審査委員）

受賞記念講演会・シンポジウム（2024年7月28日実施）



シンポジウム

パネリスト（左から秋元美世氏、大島巖氏、大島隆代氏、武田康晴氏、伊藤美子氏、丹波史紀氏）



記念講演会
（丹波史紀氏）

1. 主催者挨拶

公益財団法人SOMPO福祉財団

専務理事 齋藤 仁

皆さん、こんにちは。SOMPO福祉財団の齋藤でございます。本日はご多忙のところ、また大変な酷暑の中、SOMPO福祉財団賞記念講演会、またシンポジウムにご参加いただき、まことにありがとうございます。それでは開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

本会の開催に当たりましては、厚生労働省、日本社会福祉学会、日本社会福祉系学会連合、日本ソーシャルワーク教育学校連盟、日本地域福祉学会の皆様にご後援をいただいております。ご協力をいただきました多くの皆様へ厚く御礼申し上げます。

当財団は1977年に設立され、今年で47年目を迎えることができました。設立当初より我が国の福祉及び文化の向上に資することを目的といたしましてNPO等への自動車購入費等の活動団体の事業活動に対する助成事業、また社会福祉やジェロントロジー学に関する先進的な研究に対する研究助成事業、そしてこのSOMPO福祉財団賞と大きく三つの事業を中心に展開してまいりました。

当財団の活動の概要につきましては本日の資料にも掲載されておりますので後ほど御覧いただければありがたく存じます。

さて、我が国におきましては2023年度の出生率は1.20で過去最低を更新し、8年連続の減少となったことの発表がございました。社会福祉の需要が増加している中で人口減少と少子高齢化の複合に加え、社会情勢、経済情勢の劇的な変化により、従来の制度、分野の枠に当てはまらない、複雑化、複合化した課題が浮き彫りになっております。

SOMPO福祉財団賞は我が国の社会福祉分野のすぐれた学術文献を表彰し、あわせて研究費の助成を行うことを通じて優秀な研究者の育成及び学術的なレベルの向上に資することを目的として1999年の発足から今回で第25回目となりました。

2023年度SOMPO福祉財団賞の選考に当たりましては、東洋大学大学院社会福祉学研究科特任教授秋元美世先生を審査委員長としました我が国の社会福祉分野を代表する6名の審査委員によりまして約4か月にわたる厳正な審査が行われました。審査委員の皆様にはこの場をおかりし、厚く御礼申し上げます。

そして、厳正な選考を経まして、2023年度、丹波史紀様が見事受賞者の栄に浴されました。丹波さんの今後のさらなるご活躍を期待しております。

本日は、初めに丹波さんに受賞記念講演を行っていただき、続いて丹波さんの著賞のキーワードであります「複線型復興」をテーマにしましたシンポジウムを開催させていただきます。

今回、シンポジウムのパネリストをお務めいただく方々は、現場を起点にそれぞれの分野におかれまして介護福祉士分野における課題に向き合い、惜しみない研究、努力を継続されておられる3名の方、岩手県下閉伊郡山田町社会福祉協議会地域福祉係長伊藤美子さん、文教大学人間科学部准教授大島隆代さん、華頂短期大学幼児教育学科教授武田康晴さん、そして丹波さんにご登場をいただきます。

シンポジウムのコーディネーターを、財団賞の審査委員長である秋元美世さん、同じく選考委員を務めていただきました東北福祉大学副学長・教授大島巖さんをお願いしまして、大規模災害を、ソーシャルワーク、複線型復興への可能性をテーマにご議論いただきたいと思います。ご参加を快くお引き受けいただきましたパネリストの皆様には、ご多忙の中、貴重な時間をいただきましてまことにありがとうございます。よろしく願いいたします。

本日の講演会とシンポジウムの内容が、皆様の日ごろの研究や実務の面、また実生活の中でもお役に立てれば幸いです。

最後になりましたが、日ごろより当財団活動にご指導、ご支援、ご協力をいただいております皆様に心から感謝を申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございます。よろしく願いいたします。

2. 審査委員挨拶

SOMPO福祉財団賞
審査委員長 秋元 美世

秋元です。審査講評についてはお手元の資料の5ページにあります。審査の経過について少しご紹介させていただきたいと思います。本財団賞に関しましては、毎年度、4月1日から翌年の3月末日までに出版された福祉関係の著書の中から日本社会福祉学会を初めとする福祉関係の学会の関係者から推薦をいただき、それを踏まえまして受賞作を選考してまいりました。

2023年度に関しては昨年の9月に第1回の審査委員会を開きまして、その中で9編に文献を絞り込み、選定いたしました。その上でさらに審査を進めまして、10月に2次審査、第2回目の審査を行い、そこでさらに三つの文献に絞り込み、最終的に12月に第3次審査を行いまして、その中で丹波史紀氏の『原子力災害からの複線型復興』という著書を財団賞として受賞作と決定させていただきました。

つい最近の豪雨災害を初めとして、日本に住んでいるといつどこで災害に遭うかわからない状況というものが今現在あります。そうした中で、改めて災害を受けた後にどういった復興、生活再建があるのかということはきわめて重要な課題になっているのだろうと思います。今日はそういった問題について皆さん方と一緒に考えていきたいと考えております。簡単ですが、以上です。

3. 記念講演録

『原子力災害からの複線型復興－被災者の生活再建への道』

立命館大学産業社会学部教授 丹波 史紀

皆さん、こんにちは。立命館大学の丹波と申します。よろしくお願いたします。

今回、SOMPO福祉財団の第25回の賞を賜りまして、関係する皆さんに改めてお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

今日は受賞した著書の要旨を含めてお話をしますが、先ほど司会からお話がありましたように、冊子になっている資料に項目のレジュメを入れておきました。さらに今日利用するパワーポイントの発表資料も少し追加で入れさせていただきましたが、見ていただくとわかるように50ページほどありますので、これを30分という限られた時間でしゃべると1枚を30秒くらいでしゃべらないと間に合わないということで、大幅に省略してお話ししたいと思います。追加のパワーポイントの資料につきましては、詳しく御覧になっていただいたり、あるいはこの後のパネルディスカッションの際に活用させていただくことがあれば使わせていただこうかと思っております。

今日は三つの構成でお話をしたいと思っております。まず一つは複線型復興という今回テーマとしている災害時における生活再建をどう考えるかということ、なぜ複線型復興とすることを提起したのかということが一つ目です。

もう一つは、先ほどもお話がありましたように、日本はこの間も含めて災害が多く発生しております。御承知のように1月には能登半島の地震もありまして、何らかの形で災害の影響を受けたり見舞われたりすることがありますが、今回の複線型復興は、東日本大震災、それから原子力災害を通じて提起をさせていただきましたが、その後の災害への教訓になるように提起をしたつもりですけれども、果たしてそれが例えば能登の地震の際にどう生かされていたのか、あるいは生かされなかったのかということも含めて少し話ができればと思っております。

最後は、このパネルディスカッションのテーマにもなってきますが、災害時におけるソーシャルワークも含めた社会福祉の役割とは何なのかということについて、お時間も限られていますので、最後の問題提起的なことになるかもしれませんが、少し話ができればと思っております。

最初に複線型復興ということをなぜ提起したのかということです。御承知のように原子力災害というのは非常に広範囲にわたって被害をもたらしました。福島だけではなく、宮城、岩手、それから関東圏も含めてですが、多くの被災をされた方、影響を受けた方々が全国各地に避難をするという状況が生まれました。

これは福島県だけを例に挙げておきましたし、2017年までの最初の数年間のところだけですけれども、約16万人いた被災をされた方々が、全国各地、福島県内外に避難することになりました。青色が福島県内に避難する人、それからオレンジ色の福島県外に避難する人も当初は6万人ほどいて、さらに2017年になると徐々には減ってきますが、3万数千人、今13年たっても県外に避難された方を含めて約3万人がまだ避難生活を余儀なくされているという状況にあります。後で話ができたらと思いますが、正直に言うところの実態ははっきりわかっているわけではなく、さらにもう少し多いのではないかとさえ言われている状況です。

その中で、原子力災害という長期にわたって影響をもたらした災害の中で、被災地では避難指示の解除が2012年、それから2017年に大きく避難指示の解除がされる地域がありました。ただ、避難指示が解除されて意向、地域の再建が進んだのだろうか、あるいは一番大事である被災者の方々の生活再建にきちんとつながっていったのだろうかということが課題となりました。

そういった中で、2011年、それから2017年、それから2021年と3回にわたりまして、双葉郡と言われている原発の立地自治体、それから周辺自治体の8町村がありますが、双葉郡の住民の方々の全ての世帯、いわゆる悉皆調査を3回にわたって実施をさせていただきました。そういった中で出てきた課題、あるいは被災された方々の被災実態というものがこの調査を通じて明らかになったこともありまして、それが著書のベースにもなっていますし、複線型復興ということ提起させていただく契機にもなりました。その点にも少し触れたいと思っています。

資料には3回にわたる調査の結果を載せさせていただいたのですが、全て紹介するには時間が限られていますので、結論だけをお話しさせていただきたいと思います。

最初に、2011年の9月に行いました第1回の住民実態調査をした際に、震災から半年という期間ではありましたが、被災をされて広域に避難をする実態が明らかになりました。約8万人、2万5000世帯の住民実態調査を行ったのは原子力災害に関しては初めてだったということもありまして、いろいろな形でメディアでも取り上げていただきましたし、国会や、

賠償に関わる原子力損害賠償紛争審査会でも私も実際に報告しに行きましたけれども、取り上げたりしていただきました。

その中で明らかになったのは、一つは、何度も何度も避難を繰り返す広域避難の実態が明らかになりました。何度も避難する実態、それから避難先でいろいろな形で影響を受けているということはおおよそわかっていたけれども、正確にはあまりよくわかっていませんでした。4割近い人たちが、震災から半年たって5回以上避難を繰り返していて、調査の結果では一番多かった人は半年の間に42回避難先を変えていたという実態もありました。その中で、家族がばらばらになる家族離散をしているという実態が明らかになりました。私の知り合いの大熊町で建設会社を営んでいる方は、一家7人が6か所にばらばらで生活しているといったことがありまして、こういう家族離散が震災の避難の過程の中で進行していくという状況になっています。

また、見通しの立たない避難生活で、この当時は避難指示が解除される見通しなど誰も立たない状況にありましたので、いつ自分たちがふるさとに戻るのか、あるいは戻れるのか、そもそもそういった戻る条件があるのかどうかすら見通しが立たないという中で、「曖昧な喪失」ということを福島の県立医大の先生が言いましたけれども、自宅は残っていて、戻れば自宅はあるけれども、長期にわたって自らが住んでいた場所に戻ることに見通しが立たないといった状況で、避難生活、生活再建のめどが立てられないという実態がこの調査の中で明らかになってきました。

2017年の第2回の調査のときは回収率が少し減りましたが、それでも多くの方々に答えていただき、1万ケースほど答えていただきましたが、そのうちの4割くらいに自由記述の回答をしていただきました。調査票調査で自由記述をこれほどたくさん書いていただくというのは珍しいと思っています。なおかつ字数が限られている枠の中におさまりにくいものですから、わざわざ紙を追加して自分の被災をした苦しい思いや実情を本当に知ってほしいという声があふれておりました。

少しだけ読みます。「震災後、県外避難を転々としてその都度転職を繰り返してきた。生活の拠点を山形に決め家を建てたが自分に合う仕事が見つからず収入の面が不安定な状態。現在は、賠償金で生活できているが今後の事を考えると資金振りに不安を感じる」といった声がありました。それ以外にもたくさんの方が寄せられていますが、このようにして避難先で何度も生活の拠点を換えて、そのたびに環境が変わって、それに適合していくことに困難を抱えている実情が、自由記述の中でも非常によく明らかになってきました。

そういう中にありまして、例えば、3回にわたる調査の結果というところで、2021年に3回目の調査を行いましたけれども、そういった中で明らかになったことは何だったのかということについて要点だけを少しお話ししたいと思います。

一つは、震災から10年たって調査をした第3回目のときに、ではふるさとに戻れているのかということです。例えば復興公営住宅が建設され、住んでいた自治体に戻られる方ももちろんいらっしゃいます。あるいは自宅を再建される方ももちろんいらっしゃいます。ただ、住民票のあった自治体に居住している人たちは被災された方全体の2割です。多くの方々は避難先に居住されているという実態があります。

一方で、避難指示が解除される地域は多くなってきてはいて、今も帰還困難区域という形で避難指示が解除されていない地域もありますが、避難指示が解除されたから戻ることができる条件にあるかということ必ずしもそうではなく、右の円グラフで示しましたように、半数以上の人たちは震災時の住まいを取り壊したと回答しているということです。避難指示が解除されたとしても、自宅が、例えばネズミやハクビシンなどの様々な獣害にさらされて、あるいは震災から10年ほど生活していなかったことで住宅が傷んでしまって、そこで生活する条件が失われてしまって取り壊さざるを得ないという状況になっています。

ではどうしているかということ、多くの方々は避難先の自治体で新たに住居を求めて、帰還困難区域を含む地域が比較的多いのは大熊町、双葉町、浪江町、富岡町といったところですが、そういったところに至っては5割もしくは6割の方々が避難先で住宅を購入されています。例えば郡山市、いわき市、福島市といった福島県内でも比較的大きなところ、さらには県外でも様々な避難先で住居を構え、生活の再建を進めようとしているという実態があらわれてきました。

一方で、仕事、なりわいのことについて調査をしたときに、これが一番ショッキングでしたが、第2回目、第3回目とも同じでしたけれども、生産年齢人口、15歳から64歳までの働き盛りの層の約3割、ここには25%と示しておりますが、震災から6年、それから10年たって無職の状態にあるということです。完全失業率の日本の状況、それから福島県内の完全失業率と比較してもかなり数が多い状況になっていて、仕事を通じた生活再建が、震災から数年、あるいは10年ほどたったとしてもいまだめどが立っていない人たちが一定数存在しています。例えば私は50代ですが、50代になってしまうと仕事を再建する、新しく仕事を見つけるのは難しいということはあると思いますが、20代、30代、40代を含めた一定数が無職の状態にあったということで、そのように生活再建の途上にあることが実態と

してわかったということです。

第1回目から第3回目の調査の結果を見てみると、震災によって家族離散という話を先ほどしましたけれども、世帯分離が解消されずにそのまま進行していて、単身世帯や夫婦のみ世帯がかなり多くなってしまっているという状況、それから生産年齢人口の2割から3割が無職の状態になっていて、10年たった3回目の調査でも同様の傾向が確認されました。どうということかという、2回目と3回目で4年くらいたっていますが、生活再建がほとんど進んでいないということが改めて確認されたということです。

一方で、住居については避難先で新たに住宅を購入されて再建された方々も一定数存在します。元の住居については取り壊した人たちが5割以上になっているということです。元の居住地へ帰る頻度も必ずしも高いわけではなかったというのが実態でした。

また、今日は詳細に触れることはできませんが、精神的な健康度についても、3回にわたって、一般的な調査結果と比べても一定の改善傾向にはあるものの非常に精神的健康度が悪いという実態が出てきました。

一方で、3回にわたる調査を見てみると、避難先で住居を構え、新たな生活を進めようとする方々も一定数存在するけれども、その方々は、ふるさと、自分たちが住んでいた地域に関心がなかったり愛着がないかということと必ずしもそうではなく、それはいつも気になっている状況にあるということ、町や村の将来について考えて、地域と関わり続けたいという思い、意思も少なくなかったという実態が明らかになっています。

こういった3回にわたる調査の結果を踏まえると、長期にわたって避難を余儀なくされる、災害というリスクにさらされた個人や家族の生活の再建をどうするかということが、3回の調査を通じて次第に明らかになった、課題になったということです。

一方、原子力災害という特異な災害であることは事実ですが、世界を見渡してみますと、紛争や暴力、気候変動など様々なリスクに長期間さらされる方々も多く存在するわけで、そういう意味で他のそういった問題にも共通する課題があるのではないかと感じるようになりました。

もう一つ、複線型復興ということを提起する際に一つの契機となったのは、各地の復興計画の作成に携わらせていただいたということです。その例を一つ挙げると、浪江町は避難指示の解除がすぐには見通せない状況の中で、地域と人々の暮らしの再建をどう進めていくかということが大きな課題となりました。浪江町は第1回の復興計画を、全国各地にばらばらになっている100人の住民の方々に集まっていただいて計画を作りました。その

ときに最初に掲げたのは地域の再建ではなく、まずは人々の暮らしを再建していこうと、「人間の復興」と本の中では提起しておりますが、生活再建を全面に掲げたということです。全ての町民を再建する、どこに住んでいても浪江町民だと、戻るか戻らないかに限らず浪江町民の生活再建を進めていこうということが最初のキーワードでした。

もう一つは、少しだけ画像を載せておきましたが、1700人ほどの子供たちにアンケートをとった結果、やはり地域を次の世代に引き継いでいこうということで、ふるさと浪江を再生する、受け継いだ責任、引き継ぐ責任ということを掲げて、人間の復興と地域の復興の両方を掲げていこうと浪江町は復興計画の中であうたいました。

この浪江町の復興計画は、さらに大熊、双葉、飯館村を含めたその他の地域の復興計画にも影響をもたらしまして、被災自治体の復興計画の多くは、人の暮らしの再建と地域の再建の両方を掲げる復興計画になっていたということです。

もう一つは、私は福島大学という福島県の国立大学法人にりましたが、そのときに各地からいろいろと訪問がありました。例えば亡くなられた緒方貞子さんは震災直後に来られて、最初は言われたことの意味があまりよくわかっておらず、後々認識するようになりましたが、紛争などで各地で難民化する方々と本当に状況がよく似ているということを緒方さんが福島大学に来られたときに言っておられまして、すぐにJICAの職員を派遣すると言って1人職員を派遣していただきまして、一緒に復興の仕事をさせていただくことになりました。

それからイラク政府からも訪問がありまして、なぜイラクから来るのだらうと思ったのですが、クルド人を含めて国内避難民を多く抱えていて、原子力災害によって避難をされている方々と状況がよく似ているということでイラク政府からヒアリングを受けるといったこともありました。

さらには、私も少し関わりましたが、日本学術会議の中で福島に関わる分科会で複線型復興ということ提起させていただくことになりました。

さらに、難民ではなく国境を越えない形で避難生活を長期にわたって送る国内避難民、IDPsが国際的な大きな課題となっております。2022年10月に国連の特別報告者のヒメネス・ダマリーさんという方が日本政府に対して調査報告書を提出しましたが、その際に、原子力災害によって避難を余儀なくされた住民の方々は国際的に見れば国内避難民として人権の保護の対象であるということを報告書に書きました。私もヒアリングを受けまして、この報告書は日本語の仮訳にもなっていますが、3回にわたる調査報告も活用していただ

きまして、原子力災害によって被災された国内避難民問題としての課題がどういうところにあるのかということについて問題提起がなされました。そういう意味では、国際的に見れば、原子力災害という特異な災害ではあるけれども、紛争や気候変動といった様々な事情によって長期にわたってリスクにさらされた人々と同じような課題を抱えているという共通性も理解することができました。

それから、JSTとか、1回目と2回目の調査については三井物産環境基金という助成金を使わせていただいて調査をすることができましたが、こういった研究時の研究助成に非常に助けられました。今回のSOMPO福祉財団も受賞させていただき、有り難いことだと思っております。

話は変わりますが、この本の中で、新潟県の中越地震の旧山古志村の話を少し取り上げています。山古志村は長岡に合併することが予定されていたちょうど2004年の10月23日に震災があつて全村避難を余儀なくされるわけですが、生活再建をするときに仮設住宅での調査をさせていただきました。その調査結果で一番意外だったのが、JAの建物更生共済というものへの加入率がぬきんでて高く、92.5%ということで、村のほとんどの人が加入しています。全国平均は3割程度ですが、JAの職員が、共済に加入して災害時の備えをしていまいしょうとやっていたことが功を奏して、それで全てが解決するわけではありませんが、国の被災者生活再建支援法に上乘せした形で、住宅再建や生活再建の際の一助になったということです。災害時にはよく自助・共助・公助といったことを言われますが、共助という意味では民間の損害も含めた保険といったものの役割は非常に大きいといったことを考えさせられました。今日のテーマではありませんけれども、そういう意味では災害時には民間の力をどう活用していくかということも一つの大きな課題かと思えます。

国内避難民に関する議論ということで、先ほども言いましたけれども、資料を御覧いただければと思います。時間もないので少し省略させていただきますが、紛争や暴力、人権侵害や天災もしくは人災の結果として、これを避けるために避難する、もしくは離れることを強制され、もしくは余儀なくされた個人または個人の集団、国際的に認知された国境を越えないものを国内避難民としております。国連は、1998年に国内避難に関する指導原則を発表しまして、こういった国内避難民問題を人権保護の対象としています。

世界各地の状況について少しだけ資料を追加しておきましたが、もちろん難民も存在しています。今回のイスラエルの紛争でも大きな影響を受けていますが、パレスチナのこと

も含めて難民化する状況がありますが、それだけではなく、一番下のところの国内避難民、迫害、紛争などで故郷を追われた人たちが1億2000万近くがいますけれども、そのうち6800万人が国内避難民で、難民より多い状況になっています。近年、紛争や暴力といったことから逃れるだけではなく、災害などに起因して国内避難民となっている数が急増している状況になっています。そのように考えると、原子力災害によって避難をされた方々も国内避難民として人権保護の対象であると同時に、将来起こり得る災害の際に、こういった国内避難民としての人権保護の対象として認知していく、国際的に確認していくということも大事な課題かと思えます。

日本学術会議の中で複線型復興ということを提起させていただきました。被災地の状況を考えると、人口が大きく減少傾向にあつて、地域の再建を考えたときに、できるだけ多くの方々に戻ってふるさとの再建に力をかしてほしいと思うことは無理からぬことかと思えます。それはもちろん間違っているわけではないと個人的には思えます。ただし、帰還することだけが生活再建の選択肢ではないだろうということで、複線型復興という言葉にもあらわれているように、被災をされている方々の生活再建には多様な選択肢があるだろうということで、他の地域への移住や、あるいは将来戻るかもしれないけれども、今は避難を続けているといったことも許容していくといった生活再建の多様な選択肢を包摂していくものとして複線型復興ということを学術会議での提言にも盛り込ませていただきました。

この後に能登の話も含めてあると思いますが、震災は災害の発災時に避難所で生活をし、そこから応急仮設住宅や復興公営住宅などに行くという単線のルートが想定されがちだけれども、この本の中にも書きましたし、今回の能登でもそうですが、在宅被災者と言われているように、そういった単線のルートで避難をしたり生活再建をしたりといった方々ばかりでは必ずしもないということで、その実態すらも単線ではないのではないかということ、さらには再建の道筋も、それぞれの方々が生活再建を目指していくことは共通していますが、その選択は様々な形で保証されることが大事であろうと思っています。そのときに、今日のこの後のシンポジウムでも話があるかと思いますが、ソーシャルワーク、社会福祉の専門領域が、複線型の復興という形での、被災者のそれぞれの方々一人一人の状況に応じた生活再建を支えていく、保証していく役割が求められているのではないかと考えております。

二つ目に、原子力災害からの複線型復興の提起をした後の課題はどうだったのかという

ことです。能登半島地震が1月1日にありましたけれども、1.5次避難、2次避難という形がありました。広域に避難するという状況は、原子力災害のあった東日本大震災だけではなく、この能登の地震においても、例えば輪島や珠洲から金沢あるいは石川県外に避難される方々が存在する、その方々の生活再建をどうしていくかということが課題になっているかと思います。

少し反省も込めてということですが、右側は台湾での地震の際に、地震後3か月で避難所を開設して、かつプライバシーの確保をするようにパーティションを設けたという記事が4月の読売新聞に掲載されていましたので、それを少し見ていただこうと思ってつけておきました。この台湾の地震のときにプライバシーを確保したのは、東日本大震災のときに台湾の方々が日本にいられて、被災されて避難をされた方々の実態を見たときに、その反省と教訓から、災害時にプライバシーの確保をきちんとしていこうということでこういった環境作りに取り組んでいったということです。ただ、それが能登の地震の際にどうだったのかということでは、日本も少しずつ状況を改善してパーティションを作ったりカーテンをしたり段ボールで間仕切りをしたりといったことはありましたが、依然として体育館に避難をして毛布1枚で生活するという状況が長らく続いたかと思います。こういったことを災害時の教訓としてどう引き継がれていったのかということについて、じくじたる思いもあります。

こちらは輪島の朝市と周辺の地域の実情ですけれども、長期化が見込まれて、能登の地震以降、震災から半年が経過しますが、今も解体することができないまま、被災した状態のまま家屋が残っているということが長期化しています。過疎高齢化し、人口減少を日本では多くの地域がしていますが、こういった中であって、災害が起きたときに地域がどう再建していくかということは大きな課題かと思っています。

個人的には、再建に向けた資源投入をかなり絞り込んでいるような状況さえうかがわれて、生活再建が本当にきちんとうまく進んでいくのかということに少し心配しております。このあたりについては後で武田先生からもお話があるかと思いますが、パネルディスカッションの際に話をしたいと思います。

もう一つは、一人一人の生活再建をどう支えていくかというときに、この本の中では災害ケースマネジメントという提起をさせていただきました。これは別に私が言い始めたわけではなく、アメリカのハリケーン・カトリーナの際に、FEMAがこの災害ケースマネジメントの手法を取り入れていこうということでやってきたのが日本での出発点とされている

ますが、その後、自治体や政府も事例集を作るなどして、災害ケースマネジメントについて一定の指針に基づいた支援をしていこうというふうになってきているかと思えます。

ただ、スフィア基準を含めて、国際的な人道支援の指針が災害支援に活かされているかどうかということについては、まだ検証する必要があるかと思っております。

また、災害時は、直後のことについては対応しますが、生活再建期や復興期、生活再建というのは長いスパンを要しますので、長期にわたる生活再建にどのようにサポートしていくかということが課題かと思っております。そういう意味では社会福祉士の役割は大きいのではないかと思っておりますし、社会福祉士だけではなく他の職種との連携も踏まえて、災害ケースマネジメントの具体化を図っていくということが今後の課題になってくるかと思っております。

一方で、これは七尾市のショッピングセンターの中に建設会社の住まいの窓口という相談コーナーがあったので、少し話を聞きに行きました。七尾で被災された方で、御自身が建設会社で働いていらっしゃって、そういう相談に乗れるように窓口を作りたいということで本社に直談判して設置をしましたが、その方が言われていたのは、建設会社なので住宅の建設についての相談に来られるかと思いきや、むしろこれからどう生活再建をしていけばいいのだろうかといった入り口の手前の話でとまっていて、そういう相談のほうが圧倒的に多くて住宅の話に行くまでにすごく時間がかかってしまうということでした。そのようにして自分たちが生活再建をどう進めていくかというときに、相談となるような窓口や体制がきちんと整備されているのだろうかということを考えさせられたといえますか、民間がそれをやっているというところに反省させられたということで、反省を込めて載せさせていただきました。このあたりは時間があればまた話をしたいと思えます。

DMATについてはこの後に話があるかと思えますので、省略をして少しだけお話しします。福祉避難所、1.5次避難所を含めて、能登の災害の際にどのように機能したかということも検証しなければいけません、それだけではなく、最近は企業も含めてですけれども、BCP、事業継続計画について具体化を図ろうということで議論がされてきております。介護、障害の事業所もBCP作成が義務づけをされてきていますが、災害時に福祉の領域がどのように体制作りをしていくかということも課題かと思えます。本当はいろいろとしゃべりたいこともありますが、三つ目の課題のお話をしなければいけないので、そこだけ話を、足りない部分はシンポジウムで追加して話をさせていただきます。

災害時にはいろいろな支援がありますが、どうしても5年、10年という区切りで、人材

や予算が終了してしまうということがあります。生活支援相談員、復興支援員も各地に用意されているいろいろな形で役割を果たしていたけれども、それが徐々に限定されていったり事業が終了したりといったことがあります。もちろん原子力災害は長期化した災害ではありますが、ではいつまで支援を続けていくかというのは非常に悩ましい課題だと思います。行政実務上もそうですし、研究所としても悩ましい課題だと思っています。

災害の支援をずっと続けることがよいのか、あるいは別の形へ転換していくことがいいのか、どのようにしていくことがいいのかということを考えさせられることが多くありました。そのときに、全国各地に県外避難をされている方々の支援を、当事者、あるいは社会福祉の専門領域の方々が支援をされてきました。最初は避難をされてきた当事者自身がサロン活動や寄り合いをするといった形でスタートしましたが、震災から数年たってくると、自立して生活再建を進めていかれる方はどんどん進めていきますが、そうではなく、様々な福祉的な課題や生活再建状の課題を抱える方々が一定数存在しています。今までは寄り集まってサロン活動をしていたような団体が福祉的な支援を要するようになっていって、例えば広域避難を支援している支援団体がソーシャルワークについて学んで支援していくといった動きが各地で見られ、ただ、支援者側はもともと福祉の専門領域ではない当事者が作っているような団体も結構あったものですから、スキル上の課題もあったかと思いません。

そういった際に、災害という緊急時の特別対策をずっと続けていくということではなく、平時、一般対策へ徐々に移行していくということが大事だろうと思います。応急仮設住宅は災害救助法では原則2年と定められていますが、2年は短過ぎるのではないかと、能登の地震でも2年で終わるとは考えられないという話も能登で聞きましたけれども、防災の担当者、行政の人や国の人からは、2年というのは自分たちに対してで、行政側の責任であると、できるだけ早期に生活再建をしていく、あるいは住宅再建を進めていくための責務を定めるために2年としているということを聞くことがあります。もちろん建築基準法との関係などが法律実務上はありますが、そういう行政実務として考えるときに、できるだけ早く災害時という特別の状況から一般対策へと移行していくということが大事だと思います。

国際障害者年の中では、人間的ニーズを満たすために特別の困難を持つ普通の市民とっておりました。それを災害に援用するとすれば、災害というリスクにさらされた特別の困難を抱える普通の市民であって、災害によって自立的な生活に制約を受けた条件を早期

に改善して一般対策へと移行し、例えば地域の福祉的な社会資源につなげていくということや、広域避難を余儀なくされ、県外避難をされている方であれば、生活再建上の課題や生活困窮、あるいは福祉的課題を擁するのであれば、その地域の社会資源へとつなげていくということも大事かと思っております。

生活再建というのは住宅の再建だけではなく、尊厳を回復し、かつ暮らしの総体を回復していくということが大事だろうと思っております。そのときに、強制避難に関する指導原則の中で「恒久的解決」という言葉が用いられています。国内避難民は長期にわたってリスクにさらされるわけですけれども、その解決とは何かと考えるときに、特別な援助と保護のニーズを持たなくなり、避難を理由に差別されることなく人権を享受できるようになった際に、恒久的で持続的な解決に至るといった視点を指導原則の中では言っております。

通常の市民が、もちろん災害時には要配慮者、養護者はいますが、尊厳を損なわれて、様々なリスクにさらされた際に、そういった災害という特別な困難を解消し、通常の市民として地域の中で暮らすことができるようにしていくということが、原子力災害だけではなく、こういった災害時の生活再建といった際には大事な視点ではないかと思えます。

早口になりまして、ほとんど何をしゃべったのか聞き取れなかったかもしれません。数分オーバーしてしまったように思いますが、御意見をいただきましたら幸いですし、シンポジウムの際に他のシンポジストの方々と一緒に議論できたらと思えます。ご清聴ありがとうございました。

受賞記念講演会資料

丹波 史紀 氏

受賞著書『原子力災害からの複線型復興－被災者の生活再建への道』
(株式会社明石書店 2023年3月)

SOMPO 福祉財団賞 受賞記念講演

『原子力災害からの複線型復興－被災者の生活再建への道』

－災害などリスクにさらされた際にも尊厳ある暮らしを支える－

立命館大学 産業社会学部

教授 丹波 史紀

1. 「複線型復興」をなぜ提起したか

(1) 広域避難・自治体機能移転する原子力災害

- ・全国各地に避難する被災者
- ・避難指示後の地域再生も見通せない中で
- ・3回にわたる「双葉郡実態調査」に取り組んで

広域避難・家族離散による生活再建の長期化

長期にわたりリスクにさらされる現象

家族離散・仕事の再建に障壁、精神的健康度の低下

(2) 浪江町復興ビジョン・復興計画策定に携わって

- ・避難指示が見通せない中で、地域の再生の前に、人の再生（生活再建）を優先しようとする決意

(3)研究者としてどう被災地と向き合うか

- ・緒方貞子さんからの問題提起
- ・日本学術会議の福島分科会での議論
- ・「国内避難民」問題と複線型復興

2. 原子力災害からの「複線型復興」提起後の課題

(1)2024.1.1 能登半島地震を経験して

- ・1.5次避難・2次避難をどう評価するか
- ・後を絶たない「震災関連死」

(2)一人ひとりの生活再建をどう支えるか

- ・災害ケースマネジメントの具体化

国も災害ケースマネジメントを指針に

スフィア基準など国際的人道支援の指針が災害支援に活かされているか

(3)災害時における福祉的支援を担う人材の確保

- ・機能しなかった福祉避難所
- ・被災する施設・事業所の BCP（事業継続計画）の具体化
- ・DWAT の組織的体制をどう組織していくか
- ・生活支援相談員・復興支援員の人材育成から地域福祉
- ・住民が広域に避難する中でつくる「地域包括ケア」とは

3. 災害時の経験を日常の社会保障・社会福祉の充実へ

(1) 特別対策から一般対策への移行

- ・災害時という非常時（特別対策）から平常時（一般対策）への移行

災害支援の終期をどう考えるか

(2) 災害の経験が一般対策の充実につながっているのか

- ・各地の広域避難者を支える支援団体がかかえる課題

これまでは避難してきた人たちの交流・居場所

避難が長期化する中で、生活困窮や福祉的課題をかかえる避難者

支援者側のスキル課題

以上

4. シンポジウム

『大規模災害とソーシャルワークー複線型復興の可能性』

- パネリスト：大島 隆代（文教大学人間科学部准教授）
：武田 康晴（華頂短期大学幼児教育学科教授）
：伊藤 美子（山田町社会福祉協議会
地域福祉係長・生活支援相談員）
- コメンテーター：丹波 史紀（立命館大学産業社会学部教授）
- コーディネーター：秋元 美世（東洋大学大学院社会福祉学研究科特任教授）
大島 巖（東北福祉大学副学長・教授）

秋元 シンポジウムのねらいということで若干の時間をいただいております。ただ、シンポジウムそのものの枠組みといった話は既に丹波先生から先ほども出ているかと思えますので、私からは、その上で社会福祉学という全般を考えたときに、今回のシンポジウムがどのような意味を持つのかということで幾つか私なりに気がついたことについて簡単に触れさせていただきたいと思えます。

今回、震災に関する複線型復興ということ 키워ドにしていますが、その問題について社会福祉学が扱うということには二つの意義があるのではないかと思います。一つは、言うまでもなく、被災して様々な理由で困難を抱えている人たちへの支援を行うということ、そもそも生活困難への支援というのは社会福祉学にとって重要な役割ですので、その点はもちろんですけれども、もう一つ、社会福祉では貧困問題や子供の虐待、あるいは介護の問題といったように、いずれにせよ一般的ではない特別な問題を抱えているということからアプローチすることが多いかと思います。ただ、そのことが逆に社会福祉学が分野別に固まってしまっているところが出てきている一つの背景的な要因にもなっていると思えます。

考えてみると、本来、社会福祉というのは、特に福祉国家以降の社会福祉というのは普遍的でユニバーサルな広がりを持つものだと考えられてきました。それがなかなかそのように行っていないというのは、先ほど言ったような特別な問題への対応というような関係性が背景にあるというように思えます。

その点では、災害の問題というのは、対象者別、分野別の枠組みとは根本的に異なるところがあるかと思います。まさに普遍的、総合的に、トータルに関わっていかないといけ

ないというのが最大の問題だと思います。

ですから、どのように社会福祉もその中でアプローチしていくか、考えていくかということは、普遍性、ユニバーサルな側面を改めて考え直すということがとても意義があるのではないかと思った次第です。そういう観点からもぜひこれからのシンポジウムで話させていたいただきたいと思います。

少し雑駁な話になってしまいましたが、私からは以上です。

大島（巖） 東北福祉大学の大島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。もう1人のコーディネーターを務めさせていただきます。

私は災害ソーシャルワークなどの専門ではありませんが、勤務先が東北福祉大学で、東日本大震災などの支援・対応を全学をあげて積極的に進めてきた大学でございます。そのため、震災問題に関するシンポジウム等の開催に関わる機会もいくつかございました。今回改めてコーディネーターを務めさせていただくということで、私自身も勉強させていただいた上でここに臨んでおります。全体の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

パネリストの皆様方、3名にお越しいただいております。それぞれについて御紹介させていただきます。先ほどもございましたように、シンポジスト、パネリストのプロフィールにつきましては資料集の4ページにございますのでそちらを御覧いただければと思います。発表順に御紹介させていただきます。

まず、文教大学人間科学部准教授の大島隆代様でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、華頂短期大学幼児教育学科教授の武田康晴様でございます。

3人目は岩手県下閉伊郡山田町の社会福祉法人山田町社会福祉協議会地域福祉課係長で生活支援相談員をお務めいただいております伊藤美子様でございます。

以上3名の皆様方にご発題をいただき、その後、丹波様にも基調講演を踏まえてコメントをいただくという手順で進めさせていただければと思っております。

最初に、大島隆代様からのご発題をいただきます。大島様は災害ソーシャルワークの専門家でいらして、博士論文で災害に関する御著書『地域生活支援の理論と方法を探る：東日本大震災の支援フィールドにおける実践分析から』というご著書をまとめていらっしゃいます。

今日のシンポジウムのテーマは「大規模災害とソーシャルワーク-複線型復興の可能性」

でございます。基調講演がございましたけれども、その中でも特にソーシャルワーク人材の果たす役割がとて問われています。複線型復興を考えるときには、人材の問題、キーパーソンになる人材というのは必要不可欠かと思えます。そういう面で、ソーシャルワークの領域でこれまで構築されてきた研究成果をお話しいただいて、先ほど災害ソーシャルワークではなく、災害ケースマネジメントという御紹介がございました。災害ケースマネジメントとどのような形で共通項、違う部分があるのかということも含めてお聞かせいただければ有り難いと思っているところでございます。

それでは大島様からご発題をいただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

大島（隆代） ご紹介をいただきました大島隆代です。よろしく願いいたします。丹波さん、このたびはご受賞おめでとうでございます。私も10年ほど前に、地域福祉という領域ではありますが、地域福祉の理論と方法を探るといった形で、まさに日本社会事業大学の大島巖さんのもとで学位記を授与していただいたのですが、そのときは原発の問題などにアプローチできる力量が自分になく、そこには触れずに被災地の実践を下敷きにしながら地域福祉の理論から構築されてきた方法論というものには果たしてどういう特徴があるのだろうかということを探りながら研究をさせていただきました。

まず、皆様におわびですけれども、ピンクの冊子の中に私の資料がないのは、ちょうど1か月前にけがをして入院手術をしてリハビリも終わって退院してきたために準備ができなかったため、おわび申し上げます。また、今日の配布資料の中に私の資料がありますが、私が事務局にお願いするのが遅くなってしまった関係で、著作権と肖像権に関わるものも印刷していただけてしまっていますので、お取扱いにはご配慮いただければと思います。

先ほど尊厳の話が出ましたけれども、私はこのたび入院手術をしてケアを受ける側になって、手術をした後、尿管に導尿してバルーンをつけていましたが、それが取れておむつになり、そして自分で排せつができるようになったときに、やはり排せつも生活の中での尊厳に関わることだということを考えさせられました。

私の発表ですけれども、複線型に込められた「単線ではないことの意味」を探ろうと思いました。この後に武田さん、伊藤さんからの発表もありますし、丹波さんもかなり実証的で継続的、定点的な調査をされて素晴らしい実践報告と研究報告をしていただいたのですが、私の発表は、前提として、大規模災害の経過の中で、支援の仕組み、例えば、システムとか専門職の配置とかが体系化され、それらに関する実証研究に通底する考え方には、

実は、単線ではないという意味やエッセンスが含まれていたのではないかとこのころに、私は立ちたいと思います。そこについてはまた後で説明したいと思います。

原発事故に関しては災害の中でも、大規模であったり複合的であったりと、いろいろな見方をしなければいけません。私自身もソーシャルワークというところから災害支援というものを考えてきました。その後コロナ禍において被災地への関わりが制限されてしまった時期があって、その時期に私自身が形而上学的というか、現象学的な要素への関心が災害支援を考えるときに高まってきたという部分があって、曖昧なものからも本質を突くようなアプローチというか、研究というか、考え方ができるのではないかとこのころから持つようになってきました。今日は、そういったところからのアプローチになりますことを御了承ください。

先ほど丹波さんからお話がありましたけれども、原発事故はとても複雑な問題が絡んでいて、いわゆる離散、ディアスポラというのでしょうか、国内で移民になってしまうような状況が生まれてしまいます。これは、国内というか、体制の中でのエクスクルージョンにつながりかねないような状況を生み出すものだと思います。喪失ということについても丹波さんの御著書の中で、場の喪失と時間の喪失とアイデンティティの喪失が複雑に絡み合った中で、生活の再建、もう1回立て直していくこと、地域の復興や全体的、包括的な復興だけではなく、ひとりひとり、個々を見詰めていく支援が大事であるということをお話されていると私は読ませていただきました。まさにそこは、ソーシャルワークという実践が大事にしてきた部分であるということもあわせてお話しできればと思います。

あえて曖昧さからのアプローチということですが、先ほどの「曖昧な喪失」もありますが、実は災害支援を考えていくときに、もちろん法律的な部分、体制的な部分、そこから配置される人材の部分という枠組みなどで考えていかななくてはいけないと思いますが、実はかなり昔から、曖昧な部分で災害の支援に関わるような工夫をされてきたということにも、私自身も興味を持つようになりまして、そこを少しピックアップさせていただきたいということと、方法や仕組みといったがつつりと決められたものを超越してしまうものへのヒントのようなものが、実はソーシャルワークのグローバル定義の中にもあるのではないかとこのころで、そのお話もさせていただきたいと思います。

また、地域福祉などは特に地域共生社会を目指すというところを理念にしていますが、では地域共生社会というのは、例えば、当事者になる人が当事者ではない人とわかり合うのかということ、そこは少し違うのではないのかということも感じております。当事者と

当事者ではないと思っている人の中にはグラデーションのようなものがあって、そこを意識することでお互いに理解できるのではないかということ、レナ・ドミネリ先生の『グリーンソーシャルワークとは何か』という本も参考にしながらお話ししたいと思います。少し曖昧な話になるかもしれませんが、ご容赦願います。

社会福祉というのは、岡村重夫先生たちが予防の概念もきちんと入るものだと説明されていますが、学問的に予防概念がなかった時代からこういったことも被災地ではあったわけで、言い伝えなどでは、「津波てんでんこ」などを聞いたことがある方もいると思います。津波が来たらてんでんばらばらに逃げなさいということ、それから、仙台市内に浪分神社という神社があって、「浪を分ける」という名前の神社ですけれども、実は今回の東日本大震災のときも、この神社を超えたあたりまで津波が来たということで、つまりデータも記録もなかった時代に、伝承や名前をつけることで次の世代の人を救う、つまり予防に働くという現象があったのではないかということが今言われています。この「津波てんでんこ」の認知度は被災した3県ではかなり高かったと言われています。津波が来たらてんでんばらばらに逃げなさいというのは、誰かを見捨てて逃げなさいということではなく、自分で逃げられる人は自助で逃げて、もちろん自分で逃げられない方を助けはしますが、自分で逃げられる人は自分の力で逃げましょう、必ずまたどこかで会えるからという、希望的な思いを込めた伝承だったと言われています。

さらに日本は太平洋戦争時の原爆ドームなどを残していますし、南三陸町の防災対策庁舎を残すか残さないかということが議論になりましたけれども、残したい気持ち、それから残したくないという気持ちも含めて議論を重ねていって、どうするかという中で、同じ土俵でどうしていこうかということを考える中に、確かな記憶の継承と教訓というものが生きてくることが考えられるのではないかと思います。

次に、ソーシャルワークのグローバル定義の中の、Indigenous Knowledgeという、日本語訳では民族固有の知となりますが、取り上げたいと思います。ここにも、シンボリックにあらわされているということがわかりますが、Indigenous Knowledge、民族固有の知は、最初にソーシャルワークの関係団体が日本語に訳すときに、「先住民」と訳すかどうかといった議論があって、日本は割と単一的な民族で構成されていて、詳しく言えばそうではありませんけれども、どう訳すかということが議論になりました。インディジナスなピープルというのは主流派でも多数派でもないけれども、その人たちが大事にしてきた生活に関わるいろいろな知恵とか固有の知、実践知とか、津波てんでんことか浪分神社とか教訓

というものを含めて、大事にしてきたものを実はソーシャルワークでも重んじられるべきだという解釈ができます。

すごく極端な言い方をしてしまうと、その地域で生活をよくするためにみんなで拝もうとか踊ろうといった地域の固有の実践知があったとしたら、それを尊重すべきだということです。科学的ではないといった理由などで一蹴するのではなく、尊重すべきだということもソーシャルワークの中の大事な一つのエッセンスであるということが、国際ソーシャルワーカー連盟で2014年に改訂したソーシャルワークのグローバル定義の中に入っています。

私は、一応、地域福祉が専門といえば専門なものですから、文化や風習など、その地域で大事にされた生活に関わる知恵というものもみてきました。例えば大きな法律とか大きな体制の中で考えるときには単一的、一般的にならざるを得ないので、そういう、曖昧で小さなものが見逃されがちになるけれども、それを大事にできるのがソーシャルワークという実践なのではないかと思います。

丹波さんの御著書では、生活を再建するということが、地域が元気になるとか地域全体の経済状況などのいろいろなことが向上するというだけではなく、そこで地域と関わる一人一人の生活も見ていく必要があるのではないかと御提言されたというふうに読ませていただきました。

システムや方法論といったものも越境するソーシャルワークというものも実はあると思っていて、これを曖昧だと一括りにするのではなく、そういうものも重んじながらソーシャルワークの実践をしていくことが大事だと思っております。でも多分それは、これからお話をされる山田町の伊藤さんなどは、地域で生活を支える生活支援相談員という、災害後に地域と個別の支援の両方をどのようにやっていくのかということを見ていた方なので、そういう人材の中には、意識していなくても地域の中で大事にしてきた実践知のようなものを利用しながらその地域の人たちに関わっていたかたが多いのかと思います。

国や大きな体制から、こうしましょうとかこういったガイドラインがありますというように提示された中で支援をしていくとか地域作りをしていくというだけではなく、その中で行ったり来たりしながら、すごくゆっくりとした関わりの中でもその地域と個人を関係づけて支援をしていくということを、多分されていたのだと思います。その部分というのが、ソーシャルワークの中で、災害支援というところではかなり重要なポイントになってくるのではないかと私は考えていたりします。

津波てんでんこの言い伝えは県境を超えています。宮城県や岩手県といった境や仕組みも超えるようなところで機能したという実践知だと思います。それは実は文化も背景にしている、文化は人々がつむぐ意味の網の目だということクリフォード・ギアツという文化人類学者が言っています。ハンセン病の療養所のことを『病の共同体—ハンセン病療養所における患者文化の生成と変容』という本を書かれて、このSOMPOの賞も受賞した青山陽子先生の論考も大変参考になります。ソーシャルワーク実践においては、文化や民族固有の知というものの考え方というのは専門職の実践の中にすごく浸透しているものではないかと、私も災害支援や被災地に関わる中で考えるようにはなりました。はっきりとは言いづらい部分もありますが、曖昧な部分だからこそ、専門職が知らないうちに身につけていたり、地域や個人々の生活と関わる中でこれは大事なのではないかと再確認、再認識するものなのではないかと思うようになりました。

次に、グレーとかグラデーションが共感を波及させるということを述べたいと思います。地域福祉論では地域共生社会が理念だとされていますが、その内容は非常に曖昧ではありません。共生社会はどうやって作るのかといったところまでは示されていません。例えば包括的なシステムを作りましょうとか、もっと具体的に重層的な支援体制を構築していこうというところはガイドラインで出されていますが、では、もっと具体的にどうやるかというところ各地域にゆだねられています。そのよう中でも、当事者と当事者ではないといった垣根を取っ払ったところ、そのグラデーションとかグレーの部分で実は共感が生まれるのではないかということも考えるようになりました。

このスライドで示したものの、これは肖像権に関わるものをパワーポイントに私が埋め込んでしまいましたが、『花は咲く』という歌で、東日本大震災の復興ソングです。また、NHKで放送された連続テレビ小説『おかえりモネ』という気仙沼を舞台にしたドラマがありました。この中に、曖昧さとかグラデーションの中で共感というものをどう考えていくかということのヒントがあったような気がしています。『花は咲く』の歌詞なのですが、著作権があるので印刷配布はできませんが、皆さんもご存じだと思います。この歌詞を見たときに、歌の1番の「私」は、懐かしいあの町を思い出して、変わりたい自分もいたし、かなえない夢もあった自分でした。でも2番は、懐かしい日々を思い出して、傷ついて、傷つけて、報われず泣いた、でも今はただいとおしいあの人を思い出すという自分です。私は福島県会津地方の出身で、原発で被災した方たちを受け入れた地域でしたけれども、この歌が震災当時に毎日流れてくる中で、1番と2番の「私」がどうも同じ「私」ではない

と違和感を覚えました。いろいろとウェブを検索していましたがそれに応答している哲学の先生がいらっしゃいました。京都大学の名誉教授の先生が応答していて、1番の「私」はあの世にいる人、2番の「私」はこちらの世界にいる人で、この「私」同士が歌の中で出会う、そして、この歌詞を想像することによって同じような気持ちの中に参画するような「私」もいる。この三者が一つの歌の中で出会う、それが共感に結びつくといった解説を哲学の先生がされていました。

『おかえりモネ』の主人公は、地震が起きた当日に、生まれ故郷の島にいなかったことをずっと心の痛みとして感じています。私はいなかったということと、きょうだいからも「お姉ちゃんは見えていないでしょう、津波」と言われる中で苦しい思いをします。震災を直接経験していない人たちも、最初は、もしかしたら第三者的な立ち位置にいたかもしれませんが、その後思いをはせて本当に苦しくなったのかもしれない。ただ、苦しい思いをしたとか、大変だと思いをはせることで、グレーとかグラデーションの中から共感が生まれてくるといったことがあるのだろうと考えさせられました。

ソーシャルワークというものは、いろいろな科学的理論にも裏打ちされています。さらに、ソーシャルワーカーの育成は、は専門的な教育基盤のうえに成り立っています。そして、私の考えからいきますと、そもそもソーシャルワークは複線型の実践であると思っています。生活モデルも使いますし、個と環境の接点だけに介入するという、グローバル定義の旧訳での解釈ではなく、構造そのものや、いろいろな要素の関係性にも関わっていくということ自体が単線ではないのだという考え方をしたいと思っています。そして共感が生まれる過程にあるのは、複線型、つまり、ある意味グレーやグラデーションにいて、でも思いをはせるという私たち一人一人が実現させていくのではないかと思います。

レナ・ドミネリ先生は、上野谷加代子先生などが監訳している『グリーンソーシャルワークとは何か』という著書の中で大切なことを述べています。グリーンというと環境っぽく聞こえますが、それも含めて、スピリチュアルを共感の中にどう生かしていくかということが重要であるということです。スピリチュアルというと霊性とかお化けのように感じる人もいるのかもしれませんが、そうではなく、精神性ということです。共感、思いをはせるとか、グレーのような状態の中にいたとしても、「私であればどうだろう」と思いを寄せることや考えることができることという精神性というような位置づけで、ドミネリ先生はスピリチュアルというところを解説しています。

丹波さんの発表は実証的でしたが、この後の皆さんの発表は、実際の現場で活躍されてい

るかただたでもあるので、とても興味深いものだと思います。私自身はそれを超越するような現象学的なお話になってしまいましたけれども、またこの後に皆さんと意見交換等を進めていながら、人材のことや仕組み、それを超えて私たちに何ができるかというところを考えるような議論にしていきたいと思っております。

私の発表は以上になります。ありがとうございました。

大島（巖） 大島さん、ありがとうございました。そもそもソーシャルワークは複線的であるということをお前提にされて、その支援を進めていくときに、対象の捉え方として、その地域特有の取組が重要であるということをお話頂きました。冒頭に秋元さんから御説明がありましたが、福祉サービスというものは縦割りになりがちであるということに対して、災害ソーシャルワークは横ぐしを差していくとても重要な機能があります。越境するソーシャルワークの実践知がそこで培われていくのではないかということ、それから先ほどの民族固有の知ということに関して、大規模災害ということになると地域が非常に広域にわたる中で、被災する人と支援をする人が一体となり、グレー、グラデーションの関係の中で共感を生み出していく、東日本大震災のときは国民的な理解が生まれたのもそのあたりのことがあったかと思えます。そこに働きかけていく存在としてのソーシャルワークの重要性があることに触れていただいたと思います。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、武田様からご報告をいただきます。武田様は、配布資料にもございますが、京都DWAT特別アドバイザーという肩書も持っていらっしゃいます。近年はDWATというプログラムの枠組みを用いて、災害ソーシャルワークの領域で活躍されている方でございます。能登震災の問題は、広域的な震災でございますし、複線型の復興が恐らく将来問われてくる重要な課題を突きつけられている、現在進行中の災害でございます。そこに実践家としても関わっておられるお立場で御発題いただきます。どうぞよろしく願いいたします。

武田 華頂短期大学で教員をしております武田と申します。どうぞよろしく願いいたします。どのタイミングで出てきていいのかわからなくて、先に出てきてしまって居場所がなくなりました。もう一つ、最初に今日はクールビズでというお話がございましたけれども、クールビズ過ぎる格好で、ネクタイもないしジャケットもありませんが、とにかく京都はめちゃくちゃ暑くて、とてもジャケットを着て出る勇気がなく、大変失礼して申しわけありません。

プロフィールにも書かせていただいていますし、今大島先生からも御紹介をいただきま

したけれども、専門はソーシャルワークと障害者福祉ということで、その関係で近年は災害ソーシャルワークのことで、主に今日お話しさせていただく災害派遣福祉チームDWATの活動をさせていただいております。今御紹介いただいたように、熊本地震、それから西日本豪雨のときも岡山に私自身もDWATのチーム員として行かせていただいたり、岡山DWATのサポートなどもさせていただいたりということで活動させていただいております。

このたびの能登の震災では、後で出てきますが、全社協がしていただきましたDWATの中央センターというところのアドバイザーで先遣の活動などもさせていただいております。

本日は災害派遣福祉チームDWATの取り組みなどを紹介しながら、今日のテーマは複線型復興ということですが、その前段階というところで、ただそこは今、先生のお話にもありました連続したソーシャルワークの取組というところでその後ともつながってきますので、そのあたりをお話しさせていただければと思っています。大規模災害とソーシャルワーク、複線型復興の可能性ということでお話しさせていただければと思います。お手元の資料と少し内容を変えてあるところもありますが、お手元の資料とほぼ同じものを映しながらお話しさせていただきます。

丹波先生の前段のお話にもありました災害派遣福祉チームDWAT、Disaster Welfare Assistance Teamは、東日本大震災を契機に組織された社会福祉領域の専門職チームです。メンバーは高齢者施設の相談員さん、ケアマネジャー、保育士、障害者福祉の専門職といった社会福祉の専門職、ソーシャルワーカーが集まって組織されたチームということになります。

厚生労働省のガイドラインには、主として一般避難所で生活する高齢者、障害者、子供、傷病者等の災害時要介護者について、生活ニーズの把握、要は生活支援をしていくのが災害派遣福祉チームです。

チームの目的です。私は今回の能登にも先遣で入りまして、七尾や輪島などで、保健医療福祉調整本部などで最初に御挨拶をすると、「介護してくれるのですね」と言われることがすごく多かったのですが、介護が中心の支援活動ではなく、DWATはふだんの生活の場ではない避難所、体育館や小学校といったところが一時的に生活の場になることによって生じる様々な生活課題、特に要介護、要支援者を生み出さないような活動、既に要介護、要支援になっている方はもちろん介護が必要で、それをやらないわけではありませんけれども、それよりもむしろ避難生活の中で要支援ではない人たちが要支援になってしまったり、あるいは要支援の方たちが要介護になってしまったりという、いわゆる避難生活の2

次災害を防いでいく、ひいては災害関連死をなくしていくということを目的としたチームということになります。

災害派遣福祉チームについて、もしかしたら御存じない方もいらっしゃるかと思ひまして、簡単に資料をつけていますが、厚生労働省のガイドラインには、指定避難所のうち、福祉避難所を除く一般的な避難所、いわゆる一般避難所で高齢者、障害者、子供のほか傷病者等といった災害時要配慮者の福祉ニーズに対応すると説明がされています。つまり、災害派遣福祉チーム、一般避難所に派遣されるチームです。あるいは高齢者、障害者、子供、傷病者等の災害時要配慮者を対象として活動していくということです。

ただ、この後にも少し資料をつけましたけれども、災害時要配慮者というのは、要支援者、要介護者、既に要支援、要介護の状態になった人だけではなく、そういう状態になる可能性が高い高齢者、障害者、子供その他ということが対象となります。そして災害時要配慮者の福祉ニーズに対応する支援を担う、活動内容は生活支援ということになります。ソーシャルワークの対象も生活支援ということになります。例えば京都であればオール京都でネットワークを組んでやっていく活動とガイドラインにはあります。

ガイドラインの中に、同じように幾つか具体的な任務の内容が書かれています。時間の関係もありますので御覧いただければと思いますが、つまり、一般避難所でこれらの活動、生活支援、相談支援、場合によっては保健師さんと一緒にここで生活するのは少し難しいという人たちを福祉避難所に移していく判断などを生活の面からしていく、そういったこともあります。そしてケアワークが主たる任務ではないというところが大事なポイントかと思ひます。

災害派遣福祉チームDWATの活動経過ということですが、これまでの活動経過ということで、自己紹介の中でも少しお話しさせていただきましたが、そこも含みます。2011年、東日本大震災で岩手県が被災したときに、今日この後も岩手からの報告がありますが、沿岸部が被災し、山間部も地震では大きな被害がありましたけれども、沿岸部が大変なことになっているはずだけど、助けてくれとも手伝ってくれとも何も連絡がなく、心配になって内陸部から福祉の人たちがチームを組んで行ってみたら大変なことになっていて、岩手とはいつも一緒に活動していますが、本当に大変なときにはSOSも出せないくらい大変で、そういう意味で、岩手県DWATではプッシュ型支援という名前をつけていますが、とにかく押しかけていってみようということです。

よく福祉の領域では、余計なことまでやってはいけない、自立を阻害することもあると

言われますが、災害に関しては、実は熊本が大変なことになったときに岩手から連絡もしてみたいのですが、「大丈夫です」の一点張りで、だけど状況を見て、きっと大変なことになっているということで、岩手県のチーム5人でとにかく交通費も自分たちで払って自腹で行ってしまって、もし何もなければ観光でもして馬刺しでも食べて帰ってくればいいではないか、我々も全国から支援を受けたのだからということで行ってみたらやはり大変なことになっていて、そこで話をつけて、1か月くらい活動して、その後に京都に後を引き継いでくれないかと連絡があって我々が行ったというような状況もありました。

そこがスタートになって、熊本地震のときには、熊本県の地元のDWAT、岩手県、京都府の災害派遣福祉チームが熊本県益城町で活動しました。このときは保健師さんたちとの連携もあまりできていなくて、大体福祉チームというものがあまり知られていなかったので、お願いして単発のケースにのみ対応してもらって、例えば私がやったケースでは、一般避難所の中で、隣の避難所の中に精神障害をお持ちの方がいらして、妄想で相当おかしなことをおっしゃっていて、聞いてみると、「母親と一緒に避難したのだけど、あまりに隣とけんかするので追い返した」という主張をされていて、「それは大変でしたね」と聞こうとしたら、「それはいいのですが」と言って、「私は駅で友達と待ち合わせていただけなのに連れていかれて病院に入院させられたのが不満で仕方がない。病院を訴えたいので弁護士を紹介してください」といった話になってしまって、要は統合失調の状況の方が1か月以上、大混乱の中、一般避難所で放置されているような状況があって、保健師さんを通じて対応していただいたり、そういったケースケースでの対応はありましたけれども、なかなか組織的な連携までは至っていませんでした。

また、これは岩手県内ですけれども、岩泉町で町が孤立して高齢者施設が水没してしまったケースでは、ヘリポートで保健師さんと連携してスクリーニングを実施したり、その後には先ほどのガイドラインが出て、DWATというのはこういう活動をするということが出た直後に西日本豪雨が起き、それがあったので、京都、岩手はもともと行きますが、その他の府県も協力してやりました。そのときは発災後3日目に私は岡山と一緒に入ったのですが、ほかがいなかったということも大きくて、保健師さんと日赤、DMATと1日で連携の形を作って、当初から連携しながらやらせていただくような活動をしました。その後、厚生労働省の通知があって、最初は保健医療調整本部でしたけれども、そこに福祉がしっかりと明記され、災害福祉支援ネットワーク中央センターというものが全社協で立ち上がって、そこが統括しながら今回の能登半島地震の支援をさせていただいたということになります。

先ほどの丹波先生の資料にも国の資料として似たものが出ていましたけれども、フェーズごとの時系列とニーズの変化や時期が移っていくといった図になります。この下のところに2次被害の防止に注力といった感じで、緊急期から応急期、復旧期といった形で書いてあります。DWATは2次災害の防止ということが任務なので、このあたりを担っていくということになります。

このあたりについてはこれからまた検証していかなければいけませんけれども、初めはなるべく早い間に入れたら一番いいということになります。そうしないといろいろな団体が入ってきて、役割分担の整理だけですごく混乱してしまうということがあるので、なるべく早く、例えば岡山は3日後、今回の能登は1月6日の時点で中央センターが入ってやり始めましたので、大分最初の時期から入れたかと思います。

また、先ほどの丹波先生のお話にもありましたけれども、終わり方がすごく難しく、実は我々のDWATの活動というのは復旧期くらいまでに終わりますが、復興に向かう被災地の状況はそこで終わるわけではないので、その後、DWATがどこまでやって、誰に何を渡して、そして復興につないでいくかといったところのテーマというのが、DWAT側でも考えていかなければいけないし、それを受け取る側の立場に立ってどうしていくかも考えていかないといけないポイントになるかと思います。

一部になってしまいますが、能登半島地震における地域別の活動内容についてということで、これは中央センターから資料提供を受けて提示させていただいています。大きく分けると、一番下の1.5次避難所というところ、先ほど丹波先生からのお話もありましたけれども、先のほうには支援がなかなか入っていけない状況があったので、そのままだと要配慮者の方を中心に命が危ないということで、入ってはいけないのであれば出して支援しようということで、金沢市内の一番大きかった体育館にテントを立てて、家族ごと避難できるようにして、そこに医療、保健、我々生活支援の福祉、リハ、栄養士、いろいろなチームが待ち構えてセットした中にどんどん出てきてもらって受け入れるという1.5次の避難所という活動をDWATでしました。

また、七尾、志賀町あたりでは常駐しながら支援を展開するという活動をしていきました。初めの段階、1月8日、1月12日、1月14日といった形で、スタートの日にちを見ていただくと、段々と南から北へ上がっていつている状況が見えていただけるかと思います。その後、輪島などに入れたのは大分遅れてしまったということもあって、常駐と巡回でやらせていただいたことと、穴水、珠洲あたりは一応関わりはしたけれども、巡回型のような関

わり、支援にとどまったといった状況があります。

今回の能登の支援ですごく特徴でしたし、この後の複線型復興にもすごく関係があるかというところで1.5次の避難所の活動ですけれども、奥能登から志賀、七尾あたりの被災状況がひどくてなかなか支援が入れなかったところを中心に、能登の奥部、2市2町や七尾、志賀あたりから金沢市のところに1.5次でどんどん受入れをしていました。その中には要配慮者、高齢者、障害者、妊産婦さん、未就学の児童などの家族などを中心に最初は受け入れていくという形になります。ですから、1.5次のところは最終的には福祉避難所のような感じになってきて、その後の出口の問題、そして出口を出た後に戻るか戻らないかといった問題がすごく大きな課題になってきたというところになります。

もう一度、災害時要配慮者とはというところですが、先ほども申し上げたので示すだけにしますが、災害対策基本法などでは、高齢者、障害者、乳幼児、その他配慮を要する者となっていますし、ガイドラインは先ほどの御説明のとおりです。つまり、後者の傷病者を除いて、特に現時点でケアの必要な人だけを災害時要配慮者と定義しているわけではないということです。ここはすごく大事なポイントになってくるかと思います。復興のことを考えても、要配慮者の人たち、介護が必要な方たちというのはもちろん介護がないと生活していきにくいということはありますが、そうではない災害時要配慮者の方たちのことも念頭に置いて複線型の復興を考えていかないといけないのではないかと思います。

今回も含めてDWATの支援活動から見えてきた課題ですけれども、専門性による役割分担ということはよく言われるところで、やはり役割分担ができていないと本来専門ではないことを、例えば保健師さんやお医者さんがやらなければいけないといったことにやはりなるということで、輪島には福祉チームが入るのが少し遅くなってしまった面もありますが、日赤のお医者さんが建物の中に段ボールハウスを立てて、そうするとその中に暖かい空気が入らず、周りをどんどん暖めても密閉されてしまっているのに、プライバシーは守られるけれども暖かくならなくて、ただし段ボールなのでその中にストーブを入れるわけにもいけないといったお世話を日赤のお医者さんたちがやっていて、「先生、そんなことをやっている場合ではありません。それは我々がやるので大丈夫です」というようなこともあり、やはりしっかりと役割分担が必要だということが1点です。

また、常駐、巡回の解釈ですけれども、お医者さんの場合は、巡回してきたときに、もしけがをしていたり病気をしたりしている場合、医療ニーズの場合は済みませんと向こうから声をかけてくれる可能性が高いです。保健師さんもそうかもしれませんが、福祉ニ-

ズというのは、「布団を干したいのですが、手伝ってもらえませんか」といったことを巡回相談の人には言いません。常駐していて、いろいろな話の中で、むしろこちらから提案して、「もし干すのが大変でしたら手伝いましょうか」と言わなければいけないので、巡回というものがそもそも福祉チームになじむのかといった話で、ニーズの違いや専門性の違いといったことも確認の余地があるかと思います。

そして復興・復旧のあたりですけれども、フェーズが進むと、医療が引く、保健師は全戸訪問とか地域に出ていく、避難所は福祉が中心になってその後行政に引き継いでいくといった一連のプロセスを、自分たちが担うところだけではなく、これまで、そして今、そしてこれからを見通してやっていく必要があるのではないかと思います。

そして広域避難に要配慮者の意向は反映されたのかということです。もちろん命を守らなければいけないので、「出ましょう。大変です」という感じで出ては見たけれども、その中で高齢者の方などには死んでもいいから家に残りたいという人たちもやはりいて、その人たちのところでまず意向は確認されたのか、でも残る人がいる限りその人たちの生活の手当てはやはりしなければいけないのではないかと、そのあたりの出た人、残った人の復興の状況というのはまた一つ変わってくるのではないかと思います。災害時要配慮者は復興・復旧のフェーズでも要配慮者であり続けるという視点もすごく大事なのではないかと思います。

時間を過ぎてしまって済みません。この報告では大規模災害とソーシャルワーク、複線型復興の可能性という大枠で、能登の話なども含めて、DWATの取組を紹介してきました。

今回の能登の検証はまだできていませんが、やはりこれを検証して、そして先ほどの大島先生のお話もありましたように、それを次の予防にどう役立てていくという視点はすごく大事かと思います。複線型復興という接点では、緊急期から応急期、復興期、要は一連の生活、我々が関わるのは部分部分になるかもしれませんが、そこで被災されている方の生活はずっと続いているので、一連の支援というようにプロセスで捉える必要があるのではないかと思います。また、災害時要配慮者というのは復興期においても要配慮者何ではないかという視点、そのような様々な視点が考えられます。

最後に、復興・復旧について、輪島市の職員さんが、2月12日時点でしたけれども、私が先遣で入らせていただいたときの印象的な言葉を紹介させていただきます。「まだとても復興は考えられないけれども、過去を見て同じものをもう一度作ることは難しいと思う。もう1回、みんなで同じ輪島市を作ろうというのはなかなか難しいと正直思う。市民と一

緒に未来の輪島市を作っていきたい。それにはまず、輪島市に帰ってきてくれるのか、ここでどういう生活をもう1回作るのか、市民の思いを知って、一緒に輪島市を作っていきたい。もう後ろは見えない。前だけを見てやっていきたい」とおっしゃっていたことを最後に紹介して、3分ほど時間を過ぎてしまいましたけれども、私の報告を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

大島（巖） 武田様、どうもありがとうございました。DWATというのは比較的耳新しい取組みかと思います。福祉領域の中で、行政、都道府県がかなりかみながら、体系的に人材を派遣して1次避難所を中心に支援に取り組む、緊急期から復旧期までをカバーするプログラムです。

今回のシンポジウムのテーマは複線型の復興ということですが、復旧期から復興期にどのようにつないでいくのか、そのあたりで1.5次避難所の対応といったことも含めてお話し頂きました。特に能登半島地震の場合には、そのあたりのつなぎをどのようにするかは非常に重要なテーマです。その中でいろいろな課題が見えてきたということ非常に丁寧にご説明いただいたかと思います。

武田様、どうもありがとうございました。

続きまして伊藤様、ご登壇いただければと思います。よろしく願いいたします。伊藤様は、先ほど御紹介いたしましたように、岩手県の山田町の社会福祉協議会で生活支援相談員をされて、震災直後から関わって来られた方でございます。同時にご自身も被災もされていらして、当事者の立場もお持ちになりながら、支援に13年関わってこられました。先ほど大島隆代さんからのお話もございましたけれども、山田町という地域の文化を生かしながら支援に当たられてきたことかと思えます。また、被災者のお立場も持ちながら、ご自身の問題としてこの問題に当たられてきたということでご報告をいただくことになっております。

地域コミュニティの支援、まさに複線型の実践に当たられてきた方からのお話をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

伊藤 皆様、こんにちは。岩手県山田町社会福祉協議会の伊藤美子です。今回、このように貴重なシンポジウムに参加させていただき、ありがとうございます。とても緊張していますが、シナリオを一応作成してきたので、それを見ながら発表させていただきます。

私が住んでいる山田町がどのようなところなのか、2011年の東日本大震災のときにどのような状態だったのか、そして生活支援相談員としての活動、体験談などをお話しさせて

いただき、山田町はどのようなところで、震災時はどのような状況だったのか、生活支援相談員はどのような活動をしていたのかなど、私の話で少しでもわかっていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

まず、山田町の紹介からさせていただきます。人口は令和6年5月1日現在で1万4020人です。5地区で構成されています。震災前は1万9270人で、5000人近く減少しております。

皆さんは岩手県山田町とはどこかと思われるかもしれませんが。皆さんが岩手県と聞いて最初に思い浮かべるのは大谷翔平選手や佐々木朗希選手の出身県ということではないでしょうか。山田町は佐々木朗希選手の出身地である大船渡から少し上のほうにあります。最近では映画『すずめの戸締まり』で注目された町です。

ここが山田町です。佐々木朗希選手の大船渡はこのあたりです。手が震えていて済みません。漁業が盛んで、カキやホタテの養殖棚が湾内に浮かんでおります。そして、今は漁獲量も低迷していますが、ウニ漁やアワビ漁なども行われております。秋祭りが盛んで、お盆には帰省しないがお祭りには帰るという言葉があるほどです。海の神様としてまつられていた大杉神社のみこしも津波の被害に遭いました。それでも山田町のシンボルを絶やすわけにはいかないということで、見事に復活を遂げることができました。そのとき、ほとんどの山田住民は「これからも頑張っぺす」と奮起されたと私は思っています。

さて、ここからは本題である東日本大震災の発災時の山田町の状況をお話しさせていただきます。この写真が震災前の山田町になります。こちらが震災後の山田町です。発災日時は平成23年3月11日午後2時46分でした。宮城県北部三陸沖を震源とするマグニチュード9.0、山田町の震度は推定で5強でした。防災無線警報では3メートル以上の大津波警報が出されました。

私はこのとき、訪問入浴の介助中でした。揺れがおさまったのは入浴直後だったので、利用者様の着がえを終え、事務所に帰る、準備をしました。入浴車のラジオからは3メートル以上の津波が来ると放送しており、裏道を抜け、ほかの職員3人で事務所に戻りました。

午後3時22分、第1波の津波が襲来しました。第1波では防波堤は持ちこたえましたが、第2波は防潮堤を乗り越え、町を飲み込みました。その後、第3波、第4波と押し寄せてきました。

これが第2波の津波のときの状況です。これが比較の写真になります。

こちらが襲来前、こちらが襲来後の写真となっております。

第3波、第4波の津波が何度も繰り返され、湾底が見えるほどの大きな波となっております。

火災も発生し、3日間、延焼し続けました。

翌朝の写真の状況となっております。

これが浸水被害の状況となっておりますが、後でごゆっくり見ていただきたいと思います。

次に人的被害になります。平成30年11月30日、山田町の資料による人的被害は、死者825人、行方不明者は142人となっております。

家屋被害については全壊2762戸、大規模半壊2002戸、半壊が2003戸、一部損壊が2002戸で、居宅棟数が7199戸のうち3369戸、46.7%が被害を受けたこととなります。

ライフラインの被害状況と復旧についてですが、電気は町内全域停電、最終復旧は平成23年5月1日。水道は、津波被害のなかった地域と一部津波被害のあったところを除き、通水不能となりました。通信は固定、携帯含め全て通信不能でした。下水道は町内全域処理不能で、鉄道は町内2駅が被災し、線路は津波で流失しました。道路は、津波が及んだ沿岸国道は寸断または不通となりました。鉄道以外は、全体ではない部分もありますが、平成23年4月、5月には復旧となっております。

こちらの表は不足品のデータとなっております。

そしてこちらが避難所の状況です。町内で5地区31か所となり、主に学校や公民館、民家、寺院等でした。避難者は5地区で2882人となっておりますが、そのほかに他県への避難者を含めれば、それ以上の避難者が考えられます。

私自身も被災し避難していました。私たち社協職員が避難していた近隣の避難所にはおむつ交換を必要としている方もおり、朝昼晩、おむつ交換を行わなければならなかったため、避難所から通い、行いました。しかし、個室などはなく、大勢の方々がいる中で行わなければならなかったため、避難されている皆さん、特に中学生や高校生に声をかけ、毛布やシーツを広げて目隠しをしていただきながらおむつ交換を行いました。それでも小のときはよいのですが、大便などにはおいがこもり、本人様も御家族の方も周りの方に申し訳なさそうにしていたことが印象に残ります。後に支援が必要な方々だけがほかの避難所に移ることができ、ほっとされたことと思います。

また、小学校の避難所の1室をお借りし、訪問入浴用の浴槽を設置して、在宅療養をされている方の送迎を行い、入浴していただきました。昼食時には、被災していない職員が

おにぎりを持ってきてくれ、そのおにぎりがおいしかったこと、あの味は今でも忘れません。

私は3月いっぱい、社協の方々と避難所にいましたが、被害の少ない姉宅に仮設のできる7月くらいまでお世話になりました。応急仮設住宅への入居が開始されたのは平成23年6月頃です。

山田町の生活支援相談員が活動を始めたのが9月からで、仮設住宅への訪問からでした。当初、山田町社会福祉協議会の生活支援相談員は管理者を含め11人での活動でした。その中には社協職員として介護職をしていた方と新たに採用された方々とで半分半分でした。しかし、生活支援相談員という職種は皆初めてなので、何から始めてよいのかわからなかったというのが正直な感想です。

仮設住宅の建設数は1940戸で、そのうち入居されている世帯は1912世帯でした。その世帯を10人の生活支援相談員が5地区2人ずつで担当を受け持ち、活動を行っていました。まず私たちが取り組んだのは、仮設住宅に住んでいる人の把握でした。民生委員さんに協力していただき、同行訪問させていただきました。そして独自に名簿を作り、1軒1軒訪問させていただいたのですが、生活支援相談員とは何をしてくれる方々なのかと聞かれることが多く、いぶかしげに見られることが多かったです。それでも自分たちを覚えてもらうにはどうしたらよいかと考え、顔写真入りの名刺を作り、担当区の全戸に配布し、次第に受け入れてもらえるようになったものの、話していただいた問題をどう解決すればよいか悩み、毎日の申送りのとき、自分たちのふがいなさに涙することも多かったです。例えば、認知症になってしまい、親子関係や兄弟関係が悪くなり、今まで仮設内でうまくいっていた関係がこじれてしまい、内陸の施設に行ってしまった御夫婦、住みなれた土地、ふるさとでずっと暮らしていたかっただろうと思っても、家族間に踏み入れられない自分たちなどの葛藤がありました。

また、仮設内は夏は暑く冬は寒いといった環境下での体調不良、湿度の関係で結露やカビなどが身体に及ぼす悪影響は多々ありました。隣の部屋との騒音トラブル、仮設住宅の老朽化など、長期化するにつれ課題が複雑化していきました。平成28年12月から災害公営住宅の入居が始まりました。災害公営住宅に入居が決まり退去される方や、なかなか転居先が決まらず仮設から退去できないでいる方もおりましたが、最後の退去者まで訪問させていただき、全ての仮設住宅が令和2年度内には撤去されました。

突然ですが、ここで今まで生活支援相談員が行ってきた訪問以外の活動を少し紹介した

と思います。13年の間、様々な活動を行いました。内容がわからない方は後で御質問をいただければと思います。サロン活動はもちろんのこと、花便り訪問事業、お買物バスツアー、男の料理教室、女性の料理アカデミー、布草履作り、住民要望による料理教室、パソコン教室、地域支え合いマップの作成などがあります。そのときの状況に応じ、住民同志の交流を目的に生活支援相談員が主となり行いました。

そして、終の棲家となる災害公営住宅、移住再建、修繕再建のお宅への訪問となるわけですが、今までにあったお茶飲みなどの交流が震災でなくなり、仮設で気の合う仲間と出会い、また、終の棲家となるところへの移動により再度人間関係を新たに作っていかねばならないと思うと、大変な労力を使われたことと思います。

先ほどもお話しさせていただきましたが、災害公営住宅への入居開始は平成28年12月からとなります。その間に集団移転に伴う自宅再建で仮設から退去された方もおり、その方々も継続訪問可否のお話をさせていただきました。訪問継続を希望されるのは主に独居高齢者や高齢者夫婦世帯で、子供さんやその家族と一緒に住むので訪問終了となった方もいらっしゃいました。しかし、関係がうまくいかず、高齢者の御夫婦が別居という形になり、再度訪問開始となった例もあります。訪問再開となり訪問したとき、仮設にいたときの活気はなく、同居となったことで何があればこのようになるのか考えさせられました。震災がなければと考えるてもどうしようもないことはわかっているけど心が痛みました。

災害公営住宅の話に戻りますが、山田町の災害公営住宅の建設戸数は645世帯でしたが、令和6年5月末現在で553世帯の入居となっています。

写真は、ほっこり足湯カフェです。

最初の災害公営住宅となった団地で行われた地域住民との交流の写真となっております。

こちらは近隣の小学校の児童との交流会の写真です。自分のお孫さんではなくても、児童によるブラスバンド演奏やダンスなど、目を細めて笑顔で見えおられました。

また、災害公営住宅ではコミュニティ形成の一環として、災害公営住宅での自治会設立支援を行い、現在も継続しております。設立準備委員会を設け、何日も何時間もかけて設立された自治会ですが、どの自治体も担い手不足により継続が危ぶまれております。皆さん自治会は必要だと思われていますが、高齢化を理由に役員になることを拒まれ、結果的に担い手不足となっているようです。その中でも、自治会ではなく世話人会や班長会といった、高齢者関係なく輪番制で行う会も2か所あります。どの災害公営住宅でも高齢化が問題となってきているようです。

その他、地域見守り支援拠点を3か所、出張拠点を1か所開所し、生活支援相談員が常駐し、傾聴や軽体操、脳トレなどを行い、住民と交流しております。

ここで忘れてはいけないのはコロナ禍により住民交流の活動が途絶えてしまったことです。感染予防としてマスクの使用、短時間での訪問、帰社後の手洗いなどに気をつけ、訪問活動は行いました。拠点運営も人数制限を行い継続されました。

活動で使用する町内の公共施設の部屋の面積を調べ、利用できる人数を割り出し、活動を休止することなく続けられる工夫をして、住民へのアドバイスも行いました。実際にコロナ禍で外出する機会が減った、買物以外に外出しないなどと話される住民が多かったです。中には、独り暮らしの方で、生活支援相談員が訪問したことにより久しぶりに話をしたと話される住民もおりました。また、外出しないことにより筋力低下が見られ、転倒する方が増えたようにも思います。その都度、地域包括支援センターなど関係機関と情報共有し、対応させていただいております。コロナ5類移行後、活動も行われるようになりましたが、最近またはやり始めているので感染予防をしつつ、活動が続けられるよう支援したいと考えております。

行政とは生活支援相談員事業が始まってから毎月1回、情報公開の場として地域支え合い会議を行っております。2部構成になっており、1部は1か月の活動状況の報告、今後開催される業務の告知など情報共有を行い、2部では地域包括支援センターとの戸別訪問した際の住民情報等の共有を行っております。

今後も住民がいつまでも元気で自分らしく過ごせる町になるよう、関係機関と協力し、生活支援相談員事業終了後も何らかの形で寄り添っていけたらと思います。

私の発表は以上になります。ありがとうございました。

大島（巖） 伊藤様、ありがとうございました。伊藤様は岩手県の生活支援相談員ということで、岩手県は非常に体系的にこの取組をされていますね。『岩手県における生活支援相談員の活動と地域福祉 東日本大震災からの10年「誰一人、独りぼっちにしない」』という本が発刊されていらっしゃる。

もともと伊藤さんは介護支援者の立場でいらっしゃいましたが、その他の方の中には、一住民でボランティア的な活動をされていた人たちの中で生活支援相談員になられているような方もいらっしゃるということです。そういった被災者であり支援者であるという方々から、特に仮設住居などの支援を中心に活動されて来たわけですね。複線型の復興ということでは、ほかにも様々な活動をされていていらっしゃる、移住された方、転居された方、

避難された方などにもアウトリーチされて支援されて来た経験もお持ちと伺っています。

複線型の復興に関わっているお立場から御発題をいただきました。どうもありがとうございました。

具体的な内容については後ほどの質疑応答の中で深めさせていただければと思います。

これから15分の休憩に入りたいと思います。その後、丹波さんから御報告についてのコメント、質疑をしていただくということでお願いをしているところでございます。

また、フロアの皆さん方からも質問をお受けして、その質問内容について質疑応答の中で深めていきたいと思います。短冊形の質問用紙がございますので、休憩時間中に御記入の上、係の方にお渡しいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それではこれから15分の休憩に入りたいと思います。

－ 休憩 －

秋元 それでは続けさせていただきたいと思います。まず丹波さんから、コメントといえますか、あるいは先ほどのお話でこれだけは伝えておきたいということが残っていらしたらそういったものについてお話しいただいた上で、それを受けてパネリストの方たちから5分くらいずつになろうかと思いますが、お話しいただいて、後で質問などもありますから、それを踏まえてディスカッションに進んでいきたいと思います。

それではまず丹波さんからよろしく願いいたします。

丹波 今回、パネリストの3人の方々に複線型復興という私の提起にわざわざ寄せていただきましてありがとうございます。3人の方々ともすばらしい発表で、すごくいいテーマでそれぞれお話をしていただいたと思いながら拝聴しました。

最初の大島さんのお話の中で個別性という話が出てきて、ソーシャルワークはもともと複線型だという話をされた中で複線型復興ということに触れていただいたときに、徹底的に個別性を重視するというか、尊重するという話がありました。それを聞いていて思い出したのが、本の中にも書いたのですが、積極的な意味合いとしてだけで提起したわけではありませんでした。それぞれの生活体験をきちんと個別性を尊重した形でサポートしていくということが本来の意味ですけれども、ただ、それを提起するときの最初のスタートはむしろ消極的な意味合いで、広域的に避難している人たちの状況を十把一からげに同じ方向に持っていくようなことは少し無理だろうというところから話がスタートしていました。

なぜかという、原子力災害によって多くの方々が避難して、ばらばらになった住民を、一時、福島では仮の町とか町外コミュニティといった言い方をして、一つの集団というか、地域を形成すべきではないかというような議論がありました。実際に当時の首長からもそういった提起もされ、国でも実際に検討会が設けられるまでになった経緯がありました。

住民によっては、いわき市のゴルフ場を買い取って、そこに町を作ってしまったほうがいいのではないかということさえ言われたことがあります。でも、こうやって広域に避難して全国各地に避難する町民村民を一堂にもう一度集め直すということはなかなか現実感がありませんでした。そういったときに、それぞれの個別の事情を無視して、そういった地域を再建するという名のもとにそれぞれの人々の生活再建に枠をはめてしまっているのかどうかというようなことに違和感を覚えて、そのときは複線型復興といった言葉はあまり使っていませんでしたが、それぞれの人たちの実情をきちんと尊重した形で支援していくということがまずは大事ではないかということについて少し話をさせていただいたりしたことを思い出しました。

そのときに、もう一つ大島さんのお話の中には当事者性と非当事者性、境界という話があって、本当にそのとおりでと思いました。私自身は福島にいたので被災者のようなものだとは思いますが、いつ何時災害が起き自分が当事者になるかということはありません。原子力発電所の事故によって着のみ着のままに出た当時の住民は、13年帰れない人もいます。全く想像していなかったと思います。バスに乗れと言われて乗って、いつ帰れるかわからない。我々も今ここに集っていますが、いろいろなところから来ていて、私は京都から来ていますが、災害が起きたときに広域避難を余儀なくされて帰ることができない状況にしばらく置かれるということもあり得るわけで、誰もがそのようにしてそのリスクにさらされることはあり得るわけで、当事者性というか、当事者と非当事者の境界、グラデーションがあるというのはすごく大事な視点だと思いました。

もう一つは、広域避難をしている人たちの支援をしているというよりも、自分たち自身が当事者で避難をしているからこそ集まって、そういった避難に関わる課題をお互いに確認し合ったり、交流を深めたり、その後は支援をしていったりというようなことで、自分たちで団体を作ったりして、そういった活動をしていたということが全国各地にあったので、そのように考えると、支援者とそうではない人の意味合いというのは、そこに明確な分け隔てを設けること自身には意味がないのではないかと個人的には思います。

一方で、先ほど武田さんからDWATについて、1.5次避難所の話もありました。打ち合わせのときも2人で少し話をしていましたけれども、1.5次避難、2次避難、原子力災害にかかる広域避難と同じとは言わないけれども、能登での地震でも広域避難を余儀なくされる実情があって、災害のときには広域避難という問題が日本でもほかの地域でも起こり得るということ認識しておくことが必要だと思いますが、そういったときに、1.5次避難でケアを要するような方々がそこで避難をするということは必要なことだと思いますが、その先の生活再建にどう道筋を立てていくかということと一緒に考えるようなスキームがないと、1.5次避難、2次避難をして、その後に地域に戻った方もいます。それは見通しが立てられなくて、まずは自分の家に帰る、地域に戻るという選択をせざるを得なかった。そのときに、生活支援という形で、福祉領域、もしくはそれ以外の人たちでもいいのですが、災害ケースマネジメントといってもいいし災害ソーシャルワークといってもいいと思いますが、そういった寄り添う人たちが、その先の生活再建の見通しが立つような支援と一緒に考えていくような方策を持っていないと、単に一時的に安全を確保するだけでしかなくて、それがDWATの課題である2次被害と呼ばれる副次的な課題とか、生活課題とか、あるいは最終的には災害関連死を防ぐことにつながっていかないことにもなり得るかと思っていて、そういう意味でDWATの終わった後、終わり方という話が先ほどあったと思いますが、その先にどうつなぐか、巡回型では福祉はニーズを十分に酌み取ることができないという話があって、常駐型という話もあったと思いますが、そういった話にもつながって、すごく納得させられたと思います。

そのときに、山田町の伊藤さんからお話がありましたように、生活支援相談員は最初は緊急雇用的な対策からスタートして、被災された方々の雇用としても確保していくという経緯はあったと思います。一方でそういった方々が当事者という立場もありながら支援を住民の中で展開していったときに、様々な支援を展開していったと思います。そういう意味では先ほど武田さんが言われた常駐型ということの、ある意味での担い手、DWAT後の生活支援につないでいく際の役割として生活支援相談員や復興支援員といったものがあり得ると思います。

それをきちんと体制として確立できるかどうかということはずごく課題だと思っていて、岩手、宮城は復興・創生期間というものが終わって、予算も大幅に縮小されて、生活支援相談員や復興支援員はスキームとして徐々に縮小されているような状況のときに、そういった緊急雇用的な対策からスタートしてはいるけれども、常駐型で地域を担ってサポート

していく人たちがそれぞれの生活再建を支えていく役割としてどうやって機能を発揮していくのかといったことはもっと議論されてもいいのではないかと考えています。

今日は、話の中でCLCという宮城の生活支援コーディネーターについて取り上げさせていただきましたけれども、生活支援相談員や復興支援員で担っていた役割の人たちを、徐々に地域の支援の担い手に育成していこうというような全国コミュニティーライフサポートセンター、池田さんのところがやっているところですけども、こういったところで地域の担い手の形成、人材育成、生活支援コーディネーターといった方向にグレードアップしていこうという取組を進められていたということをもう少し形にしていくということも必要になってくるのではないかと思います。

ただ、大島さんが言われた共感や領域のグラデーションという話に戻すと、先ほどの伊藤さんのパワーポイントの中に、住民自らが担い手になっていっているという話があって、基調講演的なお話をさせていただいたときに特別対策から一般対策への移行ということを果たしていくときの回路をどうつなぐかというときに、最終的には住民自身が担い手になっていくような支援をどう作っていくかということが先ほどの話の結びつきとしては道筋につながっていくのではないかと思います。

長々と感想めいたことをしゃべってしまいましたが、私からのコメントとさせていただきます。

秋元 ありがとうございます。それでは今の丹波さんの話なども踏まえて、先ほどの報告の中でも言いそびれたことがありましたら、そういったことも含めて、5分間という限定をつけさせていただいて、5分程度で順次パネリストの方々からお話をお伺いしたいと思います。

まず、大島隆代さんからお願いいたします。

大島（隆代） 丹波さん、ありがとうございます。私も丹波さんの著書を拝見させていただいたときに、多分、「複線型というのは、今までの災害支援でのような単線ではだめだ」ということが見えてきて、そういうことを提言されたのではないかと思います。丹波さんの先行研究のレビュー、定点観測のことも参考に読ませていただきました。

私が、今日の報告のテーマで、「単線ではないことの意味を探る」とさせてもらったのは、ソーシャルワークというのは個別性をすごく大事にします。社会福祉士の国家試験を受けた方はわかったと思いますし、私も教員として伝える側ではありますけれども、個別性を大事にしますが、ソーシャルとついている限りは環境や地域といった全体性の中で個

別性とどう折り合いをつけていくかといったことについてずっと悩んできたというか、今でも悩んでいるといったところがある実践だからです。被災した人たち、それぞれの生活再建を見詰めていく中でも、支援の体制を作っていないなかで専門職をどのように位置づければいいのかということや、全体で一くくりにはだめだけれども、地域や環境というものを意識しながらどのように折り合いをつけていくのかということは、多分、現場にいらっしゃるかたはすごく御苦労されるのではないかと思います。伊藤さんもそうですし、緊急時に介入するDWATもそうだと思います。だからこそ、いろいろとそろえておくべきことや決めておくべきことも大事だと思っております。先ほど現場の方と少しお話をしていたときに、地域福祉というのは仕組みを作っていくところに重きを置くようなところに今の流れとしてはなっていますので、例えば重層的支援体制整備事業の中に、こういう連続性を持った、被災した場合や何かあったときのその後のBCPといったものなどを盛り込んでいくような、位置づけるような工夫をしていくというのも、その地域ごとに大事になってくるのではないかとおっしゃっていたので、すごくよく理解できました。

また、これは呼称のお話になりますが、災害時のケースマネジメントや災害ソーシャルワークという言い方もあります。いろいろな言い方をすること、それ自体は無意味だとおっしゃる方もいますが、ソーシャルワークはソーシャルワークとして、それが災害時というところで、どういう機能とかどういう大事な部分が強調されるかとか、通常我々が意識しているソーシャルワークとは少し順番が変わったり、サイクルが少し変わったりというところに特徴があるということなので、呼称によって特性が違うというよりも、基本的にソーシャルワークが大事にしてきたものを生かしながら災害時というものを考えていくことが重要だと思います。さらに災害時であることはいつかどこかで終わりを迎えると明言できることではありませんけれども、どこかで「日常」になっていくようなところがあるので、日常になっていくことを見ていかれるような人たち、多分、それがソーシャルワークの専門職であったり、全体を見ていく人であったりするのではないかと、丹波さんのお話も伺いながら考えさせられました。

そうなってくると、当事者と非当事者性というテーマも議論する必要もあるけれども、専門性と非専門性ということの議論もあって、どちらがいいとか悪いではなく、住民主体で何かやっというふうにするようなところに持っていくような専門性と、住民であるからこそ関われる非専門性の中にある実践の良さなど、見えてくるものというものも考えていく必要があるのではないかと思います。お話を伺っていました。

秋元 ありがとうございます。続けてお願いいたします。

武田 丹波先生の複線型復興支援という話ですけれども、御本を読ませていただいて、本当に多様性があるというところに注目されていて、消極的というお話もありましたけれども、一人一人の状況に対応していくというところで考えていると1個ではないだろうという話はすごく共感して、そうなるやはり高齢者、障害者、子供、つまり災害時要配慮者の事情をもう1個想定するとさらに多様になるのだろうということと、もう一つは、報告の中でもさせていただきましたが、やはり要配慮者の方たちは、意思は無視とまでは行かないけれども、事情のほうを優先して意思の尊重が後に回りやすい人たちでもあるかと思っていて、そのあたりのところが復興の中でも、そして丹波先生がこれから進めていかれる複線型という中でもぜひ盛り込んでいただければと、本当にその1点で今日はここで話ささせていただいたというところがありました。

その上で、それにプラスして、その場の対応のみでは2次被害は防げないといったことであるとか、DWATとしては終わり方ですけれども、復興というところでは次へのバトンをどうつないでいくかというつなぎ方ということになるかもしれませんけれども、その大事なということも丹波先生が受け取ってくださったのはすごくよかったですと思いました。

その上で、丹波先生からお話がありましたところでは、伊藤さんのお話で出てきたところで、今日はそこまでは盛り込めませんでした。熊本の事例ではそのときはまだケアのほうで熊本DCATと言われていましたが、熊本DCATが、避難所から仮設へ移った要配慮者で気になる人のところをかなり長い期間回り続けていたという事例があったり、また、岡山のときは地元の岡山DWATがまちづくり協議会に、避難所が開所していったときに、そのつなぎを、移行期は岡山DWATがまちづくり協議会と一緒に仕事をしながら地域にスムーズにつないでいく役割を地元DWATが果たしてきたというところがあって、もちろんDWATだけではありませんが、地元の力はすごく大きく、外から来た人はいずれ去っていく人でもあるし、やはり地元の力は復興のときには特に大事になるのではないかとということも丹波先生の御本を読ませていただいて感じたところでした。そこについても、DWATの立場からもすごく共感できる場所だったと思いました。

秋元 ありがとうございます。それでは伊藤さん、お願いいたします。

伊藤 先ほどから住民主体という話が出ていましたけれども、やはりコロナ禍が重大な境目になっていて、コロナ禍になる前は、住民主体の方向性に持っていけるかというところまで来たのですが、コロナ禍によって住民の意欲というか、そういったものがなくなっ

たように感じていました。それは自分たち生活支援相談員がどうにかできるという問題でもないし、そういう住民力を引き出すということについて今、私たちも考えていますが、なかなか答えが見つからないような状態です。

以上です。

大島（巖） それでは今のそれぞれの御発言に、追加で御発言をいただける方はいらっしゃいますか。丹波さん、いかがですか。

丹波 コロナもある意味で災害ですね。人々の生活を大きく制約することになったり、今まで日常であったものができなくなっているような状況をいろいろな形で私たち自身も経験したので、そういった災厄というのはいろいろな形で訪れるので、そういったときに日常をどう取り戻していくかというのはすごく大事なことだと思いますが、まだ今のところは手探りです。

武田 今の伊藤さんのお話で、後で言おうか迷っていましたがけれども、自治会を再構築するけれども、時間経過とともに、10年もたつと高齢化によって次にやる人がいないというようなことでしたけれども、要するに平時の課題だと思います。京都の場合でも自治会では次にやる人がいなくて、70歳の方が若手のような感じでやっているといったことがあって、やはり平時の課題が出てきたのだと思います。災害時、平時と分けられるわけではないけれども、災害のときにこれをやろうと言ってやってきたものは、いずれ平時にしていかなければいけないときには、平時にもともとほかの地域でもある課題が出てくるのではないかと思います。そういった意味では、災害時、平時ときちんと分かれるわけではないけれども、平時にいろいろなところで起きている課題というのは災害時にはおさまってきて、福島などの場合でもそうですが、10年ほどで補助金がなくなってきたりして、その役割を担う人がいなくなると、途端に平時にどこでも起きている課題が起きてくるという、まさに平時にできていなかったことは災害時にもできず、逆に災害時に注力してやったことだけ、何か抜けてしまえばまた平時の課題が出てきてしまうという表裏一体で、本当は平時を充実させていくことが一番大事なことで、そこで私が焦点を当てた、本当は平時の力がもっと強ければ、災害のときに高齢者、障害者をあえて要配慮者と言わなくてもいいくらいの力を本当はつけていかなければいけないのではないかと今お聞きしていて思ったところです。

大島（巖） ありがとうございます。大規模災害というのは大変な事態ではありますが、ピンチをチャンスにといいますか、とても重要な時期でもあるわけですね。縦割りのシステ

ムに横ぐしを差すということにもつながるでしょうし、それは専門領域の中での横ぐしでもあるでしょうし、担い手としての住民が力をつけて地域の課題解決に貢献する契機を含めて、大規模災害というピンチをどうプラスに転じていくのかというところが重要なところかと思えます。ありがとうございました。

質問を多くいただいております。今のお話とのつながりでは、武田様と伊藤様のお二方というご質問です。過去の災害時のDWATの活動の終わり方、誰に引き継ぐのかということ、今議論されていたことですが、特にDWATの避難所から1.5次避難ということがありましたけれども、そのつなげ方、それから災害復興住宅から次にどうつなげるのか、引継ぐのが重要なキーワードとして出てきました。具体例があったら聞かせていただきたいというご質問です。いいつなぎ方ができた例ということで、これは武田様と伊藤様それぞれということですが、いかがでしょうか。お話の中にも出ていたように思いますが、お願いいたします。平時のシステムにどうつないだかということでもいいかもしれません。

伊藤 今、行政と社協とで重層的支援事業の計画を立てていまして、社協からはCSWを各拠点において、その人たちに生活支援相談員の後継者として活動してもらおうという案も出ているようです。

大島（巖） 先ほど大島隆代さんから重層的支援の枠組みの中でという話がありましたけれども、そのような動きは、丹波さん、東北のほかの県でも同じようにあるのでしょうか。

丹波 実際に生活支援相談員や復興支援員が別の形でいろいろな役割をしていくということで、宮城のCLCなどは地域の担い手になってもらえるように育成していこうと、人材の育成の研修のようなことをやられていましたけれども、コミュニティーソーシャルワーカーといった形でうまく機能を発揮してくれるような体制が地域の中にできればいいですが、社協も今、どう担い手の体制作りをするかといったところが課題になるかと思えます。重層的支援は社協だけではありませんが、課題かと思えます。

大島（巖） ありがとうございます。また、武田さんのお話のDWATから次につなぐというのは1.5次のところまででしょうか。基本的には一般避難所に入っていくのがDWATで、つなぎの部分では1.5次というのがつなぎの部分になるのでしょうか。それからDWATの活動内容のところに後続チームへの引継であるとか、被災市区町村や避難所管理者との連携といった内容が入っていますが、そのあたりで何かいい事例がありましたらお願いいたし

ます。

武田 大島先生の御指摘のとおりで、原則的には一般避難所が活動の場となるので、基本的には一般避難所の中でできることにまずは限られるというところと、そういう意味では、例えば熊本の例では、避難所の中に、もともとデイサービスに通っていたけれども事業が継続できなくなって通えなくなっていて、いろいろな情報の中でデイサービスが復活したということになったところに京都のメンバーが連絡して、デイサービスの送迎車を、一般避難所の玄関までお願いして、ルートを作ってもらって、そこからデイサービスに通えるような支援をしたということがありました。

また、岡山の事例では、軽度認知症の方でしたけれども、その方の担当のケアマネジャーさんを探して、連絡をとりながら生活状況の聞き取りやアセスメントはDWATのケアマネがやって、その情報を本来の担当のケアマネジャーさんに引き継いで、その後の継続の支援をやっていただいたということがありました。

また、まだ介護保険の対象になっていない人でしたけれども、岡山DWATのメンバーの中のケアマネさんが調整をして、仮設に行く前に介護認定を取れるような段取りを避難所にいる間にやって、行った先の担当になるケアマネさんとケアマネ協会のネットワークを使ってやらせていただいたといったケースがあります。

また、今大島先生がおっしゃっていた1.5次に関しては、今回はもちろんDWATで役割を果たしましたが、本来のそもそものDWATの活動としてどう位置づけるのかというのは、実はまだ整理、検証ができていないところでもあって、今はなかなか難しいと思っています。現状としては、そこに来られた方を次の避難所、行き先につなぐまでを追っているところの支援までで、行った先での何かということまではできていないというのが現状かと思っています。

大島（巖） ちなみに1.5次避難所というのは福祉避難所が中心ということによろしいですか。

武田 そうですね。福祉避難所のように最終的にはなったということです。

大島（巖） 福祉避難所は2次になるのでしょうか。

武田 そうですね。だから、名称としては一応1.5次で、福祉施設等が開設している福祉避難所に行く前のワンクッションという位置づけで始まったけれども、最終的には1.5次避難所自体が、出口がない人たちがしばらく停滞してしまうような状況に現状としてはなっていたということです。ただ、その整理もまだできていないので、私が断言はでき

ないようなところです。

大島（巖） ありがとうございます。関連して私からの質問ですけれども、避難所から次のステージ、これは単線型の話になりますが、仮設住居に移るときのこととして、東日本大震災の生活支援相談員がそれなりの力を発揮したという経験知がございます。能登半島地震では、生活支援相談員のような地域の仕組みにつないでいく可能性はどうでしょうか。能登は本当に地域が疲弊している状況もあるようなのでなかなか難しいことなのか、そのあたりで何か議論されているようなことは、DWATサイドではございますか。

武田 私の知る範囲ではDWATの中ではなかなかそこはできていなくて、個人的なつながりで2週間ほど前に石川県社協に問い合わせはみたけれども、まだ県社協としても把握できていないので、調べてまたお答えします。

大島（巖） ありがとうございます。DWATは各県の社協が取りまとめて、意欲のある福祉専門家が手挙げ方式で名乗りを上げて集まってくるので、非常にパワフルな集団ですね。そのような集団が、疲弊した地域の中で、地域作りまで、1次避難から次に行く先がない人たちをサポートするときに、ソーシャルワークの視点に立つと環境を整えるという観点で関わる方法もあるでしょうか。

武田 今の枠組みの中だと、先ほどのガイドラインでお話ししたことの繰返しになってしまいますが、一般避難所というところなので、そういう意味では先ほどの伊藤さんのお話重ねて、実は熊本では地元の熊本DCATが、あるいは岡山では岡山DWATがというところでは、避難所から出ていろいろな活動をしたのは、要は地元DWATだからそこができたかというところもあります。京都DWATが行ってとか岩手のDWATが行ってとなると、シビアな話になりますが、費用の問題もありますし、やはり活動の範囲も超えて、地域でもいろいろなところでもということになってしまうと、それはDWATの本来の活動かというところがあるかと思います。地元であれば、お金が出ようが出まいが、県の予算でも手当てができるし、その可能性というのはやはり地元DWATの力というところがあるかと思います。

大島（巖） ありがとうございます。ガイドラインの存在がありますね。それでは、能登半島での経験を踏まえて、場合によってはガイドラインの見直しも考えられるといった可能性もあるかもしれませんね。

今、生活支援相談員のお話が出てきていますが、それに関連する御質問をいただいています。生活支援相談員、ケアワーカーなどの労働状況について、賃金、労働状況、衣食などという御質問があります。これに関しては、緊急雇用対策的などところで生活支援相談員

が出てきたということもあるわけですが、どのような条件で、専門性なども絡んでくるかと思いますが、伊藤様、いかがでしょうか。契約は有期ですね。

伊藤 任期契約です。

大島（巖） 資格は問わないということでしょうか。

伊藤 資格は問いません。研修会とか初任者研修というような、生活支援相談員が活動していく上でこの研修は必要なのではないかというものを岩手県社協さんが計画して、それに参加させてもらって活動しているような状況です。

大島（巖） 大島隆代さんは生活支援相談員に随分関わっておられますが、何か追加でございませうか。

大島（隆代） 石巻市社会福祉協議会の生活支援相談員さんは地域福祉コーディネーターという名前をつけていました。コミュニティーソーシャルワーカーというものと同じ機能を果たしますが、ソーシャルワーカーというと地元の方はわからなくなるので、地域福祉コーディネーターという名前をあえてつけていたそうです。石巻のことを私はいろいろと見させてもらって、それをまとめましたけれども、石巻は、市町村合併のときに、幾つかの小さい市町村が集まって石巻市ということで大きくなりました。そのようなことで、災害後の緊急雇用ではあったのですが、その後にほぼそっくり、広域を支援していく社協がコミュニティーソーシャルワーカーとして雇用して、今もそれでやっています。

そういうことが地域としてできる部分もあれば、緊急というところで有期になる場合もあるので、もしかしたらそれは地域の社協や自治体のやり方で、どのように予算をつけていくとか、例えば重層的支援体制整備事業の中での配置などに生かしていけるということも実践として示していられるかもしれません。結構ストラテジックに考えていけば、もしかしたらそのままの機能を生かしながら地域づくりと個別支援の両方を見ていくという役割の専門職というものが生かせるのではないかと考えています。だから、それぞれの地域によるのではないかと気はしています。

大島（巖） これから必要になるのでしょうか。

大島（隆代） そうだと思いますが、なかなか難しい課題もあるかと思います。

大島（巖） 生活支援相談員は災害ケースマネジメントなどの役割を担い得る存在かとも思ったのですが、いかがでしょうか。それが住民サイドで成り立たないとすると、専門職として何かそういう役割を果たすものを作り出す必要がありますね。そのあたりはいろいろな地域状況によって決まってくるということでしょうか。

武田 もちろん全部知っているわけではありませんが、私が知っている事例だと、いわき市で復興の予算がついたところがあって、ただ、専門性がそれほど高い人を地元で見つけられない、それぞれ施設をやっていたり相談の機関に所属していたりしてそこまでは無理だということで関西に応援の依頼があって、最初は相談員を貸してくれという依頼でしたけれども、こちらも仕事をしているのでということで、結局折り合いをつけて、幾つもの事業所から1か月単位で相談員を派遣してその枠を埋めて、彼らは何をしていたのかというと、それこそ広域避難を強いられた、私たちの専門は障害なので主に障害者たちの今後の意向、どうやって戻るのか、出ていった先で問題点はないのか、要するに復興の今後に向けたアセスメントや調整ごとなど、本来は地元の人たちがやるべきでしょうけれども、そこまでは手が回らないので、私の後輩などは群馬まで追いかけてアセスメントをしに行くといったことをやってはいました。

大島（巖） 地域の中で余力がない場合には全国でサポートする体制を組んでいますね。東日本大震災のときに職能団体がかなり活躍をして、例えば医療ソーシャルワーカー協会が石巻に事務所を作って、1人が専従で入って役割を果たしました。これは災害ソーシャルワークというか、ケースマネジメントの役割を果たしたのでしょうか。大島さん、お願いします。

大島（隆代） 先日、東日本大震災の被災地であった石巻で、職能団体の13年間の組織的活動を終える区切りのシンポジウムといったものがあって行ってきました。DWATというのは発災後の割と早期介入で、何カ月とか何年といったスパンでは入らないアシスタントチームであることには違いなくて、一方で職能団体というもの当初の頃から動きながら介入するということが東日本大震災ではありました。職能団体でもDWATでもそうですけれども、いわゆるDMAT、これはメディカルではないので、活動に行く方はその間のお仕事をどうするかとかという課題も出てきます。一応、福祉職であるWATの場合は多分有休休暇を使うことになるケースも多いと思います。メディカルの場合は拠点のDMATを置いている病院からの業務としての派遣になっていますが、福祉職の場合は、被災地支援に出向いている間はボランティアという扱いで、お仕事をどう保障するかというところがまだ確立していません。石巻に入った医療ソーシャルワーカー協会の方たちは一たん元の仕事を辞めて現地に入って、その後に戻ってきて再就職されていますが、当時はこぞって独身の人だったという話を聞いたときに、福祉のほうも業務としての保障など、そういうところをきちんとしていかないと、継続的でシステマティックな支援ができないのではないかというこ

とを思いました。

大島（巖） 医療ソーシャルワーカー協会としては、人を派遣するという事はサポートしますが、お給料、生活費に関しては一たん現職を辞めて向こうに入って、市からでしょうか県からでしょうか、若干補助金が入ってやられたということですね。

大島（隆代） はい。そして現地での活躍の場も調整しながら、ほかの支援団体と重複しないようにというところの交通整理をきちんとしながらやっていたということを伺っています。

大島（巖） 人材が入って、ニーズがあればそこに公的資金を導入する、あるいはSOMPOさんなどのサポートを得るということもあるかもしれませんね。きちんとそういう体制が組めれば社会のサポート体制を導くこともできるということですね。ありがとうございます。

関連した話が続きますが、一般参加者の方から、パネリストの方々がうたった複線型復興につなげるためにも、これから想定される大規模災害に向けた私たち個々人の自立的役割や地域社会でのそういった役割ということではどういうものがあるのかお聞かせいただきたいということです。それぞれのお立場でお聞かせいただけませんか。丹波さん、いかがでしょうか。

丹波 個々人の役割ということでは、それぞれに属性やいろいろなお立場もあると思いますのでそれぞれで違うかもしれませんが、先ほどの話に少し戻すような感じになってしまうかもしれませんが、東日本大震災はかなり長期にわたる災害だったということと、能登の地震も長期化する可能性が高く、日本の災害はこの間、生活再建にかなり長い時間を要するということが一つあります。DMATも災害直後の支援、DWATも限定的ではあるけれども、避難所の支援ということですが、その先の生活再建についてのサポート体制をどう作るかというところは、生活支援相談員もその一翼を担うかもしれないけれども、それだけでは十分ではないと個人的には思っています。

なお、仮設である必要があるのだろうかというそもそもの問いがあると思います。プレハブ型の仮設で、能登の地震でも仮設を見に行かせていただきましたが、いまだにプレハブでやっているし、なおかつ東日本大震災の際には民間アパート借り上げる形のみなし仮設が、福島では6割、仙台市は8割以上がみなし仮設です。生活支援相談員はもちろんそこでもサポートの体制はあるけれども、みなし仮設住宅と言われる一般のアパート、賃貸住宅のところにはかなり手薄な支援しか正直ありませんでした。

ただ、今後の災害を考えたときに、これからの備えという話もあったと思いますが、では首都直下地震のときに本当に首都圏の都民のためにプレハブ仮設を作れるかという話になります。千葉、神奈川、ほかの隣県にお願いして作ってもらうことはあるかもしれないけれども、都民の皆さんが入りますかと、そうしたときに、恐らく空き家である民間賃貸住宅を活用した形でみなし仮設になる可能性はかなり高いと思います。多分それを被災されている方々は指向するということになると思います。

ただ、そのようになってくると、これは福島も仙台もそうでしたけれども、孤立化しやすいです。特に要配慮者は孤立化しやすいということがあるので、コミュニティーという言葉がいいかどうかはわからないけれども、福祉的なニーズを抱えている市民に対してどのようなサポート体制を組むかということは、やはりみなし仮設になったとしても考えておかなければいけないと思います。

みなし仮設という言い方も、本来であれば家賃補助でいいわけですが。一般対策として家賃補助を充実させておけば、別に災害時であろうがコロナ禍であろうが、どういう対応であろうが住まいに困難を抱えていたり確保を要する人たちに対しての住宅提供として、賃貸住宅、アパートの空き家を提供するとすればいい話であって、それを何か、一たん被災者が借りてきたものを解約させて行政がもう1回借り上げて無償で提供するといった、行政上の都合でしかない形でやることのほうがいびつなので、みなし仮設というよりも災害時に家賃補助を提供して、仮設でなくても賃貸住宅で生活するという選択肢を提供すればいい話ではないかと思います。

もう一つ、単線型ではないということで話をさせていただくと、山田町でもありましたけれども、団地型の災害公営住宅、復興公営住宅は、管理上は楽だと思いますが、高齢者、あるいはケアを要する人たちが多く入るケースが多いと思いますが、亡くなられたり退去されたりした後の空き家をどうするかということも正直に言うとあまり考えていないと思います。20年後、30年後に空き家になった災害公営住宅をどう活用するかということが多分まだあまり発想としていないと思います。

そうしたときに、能登の地震でまた同じことを続けるかという話になって、私は福島で県の土木部と一緒に災害公営住宅などの建設に関わる支援を少し手伝ったことがありますが、団地型は極力やめて、なるべく戸建てもしくはニコイチでやっていこうという話をして、もちろん団地型も作らざるを得ませんでした。それはなぜかという、原子力災害に関しては東京電力という企業の責任が問われていますので、賠償金に基づく住ま

いの再建ということが大きく貢献したことがあります。細かい話になりますが、住宅の取得に関わる賠償金が東京電力から一定程度保障されることになったので、多くの場合はそれによってできました。ただ、通常の災害時は責任企業があるわけではないので、多くの場合は被災者生活再建支援法ということになるとと思いますが、これは300万円しかありませんので、それだけをもって住宅再建はできないと思います。

先ほどの講演の中で最初に少し話をさせていただいたJAの建更は、そういう意味で公的な住宅再建に関わるサポートの手薄な部分を一定程度カバーしたと思います。これをもう少し広げていくということが大事だと思いますが、例えば戸建ての災害公営住宅を建設したときに、一応は災害公営住宅なので公営住宅として扱うけれども、行く行くは被災をされた当事者の方々に払い下げてもいいのではないかとということが作る側の思いとしてはあって、そうした場合には自分で管理できるものとしてやっていけばいいわけなので、そうすると処分をどうするかということも最終的には個人が決めればいいことだと思います。それを、例えば団地型にしてしまうと、区分所有なのでかなり大変なことになると思います。

そういう意味では、今、災害ではない公営住宅もかなり課題を抱えていると思いますが、同じような課題を10年後、20年後に抱える可能性がある中で、そういう見通しを立てていくときに、能登の地震を踏まえるならば、単線型で仮設住宅、災害公営住宅を作って、自力再建できない高齢者やケアを必要とする人たちは災害公営住宅に入ってという単線をもう1回改めないと、日本は生活再建を後継に追いやってしまうのではないかと個人的には思います。

大島（巖） ありがとうございます。住民の立場で何か役割はありますか。

丹波 難しいですね。ただ、いろいろな方途はあると思いますが、一つは共助と言われているような、今日はSOMPO福祉財団なので損害保険などの保険の領域の方々も何人かいらっしゃると思いますが、やはり災害時にそういった保険会社がどういう役割を担えるかといったことを改めて考えていくということは、福祉の領域は公的なところが大きな位置を占めるけれども、それだけでは解決し得ない問題はどうしてもあると思うので、そこはどのような人でも議論できると思うので、そういった観点で次の災害への備えとして、地震保険もあるし火災保険ももちろんありますが、そういったものをどのように日本の中で位置づけていくかといった議論はあってもいいのではないかと個人的には思っています。

大島（巖） ありがとうございます。伊藤様は住民にきわめて近い立場でいらして、住

民の方の自立的な役割、地域社会での共助の役割といったところで何か御経験されたことで結構ですけれども、いかがでしょうか。

伊藤 以前、台風9号のときの被害状況や住民の状況のようなものを生活支援相談員が担ったことがありました。そのときには半分半分に分かれて、半分は通常どおりの訪問をして、半分は台風に対する情報収集を行ったことがあるので、今後も生活支援相談員の活動にも役割が出てくるような感じがあるので、生活支援相談員ではありませんけれども、生活支援相談員の今後の継続というか、形を変えてもそういうものがあればいいのではないかと思います。

大島（巖） ありがとうございます。せっかく生活支援相談員になられて経験を積まれて力をつけられた方のその後の活躍を作っていくということはとても重要なことですね。

大島さん、ボランティアで活躍したいという方がたくさんいらっしゃると思いますが、そういう方が今議論されているような役割を担っていくという何かいい取組はございますか。

大島（隆代） 今日の議論ではボランティアについてはあまり出てきませんでしたが、ボランティアの方たちが活動に入る際の難しさということもこのたびの能登では顕著な課題だったと思います。やはりボランティアもそうですけれども、DWATもそうですけれども、ボランティア活動者やDWATのようなチームに対して、中間支援のようなコーディネートをする機能はすごく大事になってくると思います。今は全国社会福祉協議会さんの中央センターや全国社会福祉法人経営者協議会さんに担っていただいています、そのコーディネートや中間支援の機能を大事にしながらボランティアを生かすということと、どこにどのように入るかということは少し整理しなければいけないのではないかと考えています。

また、先ほどの住民の役割のところ、私が丹波さんの著書の中ですごく大事だと思ったのは、被災者が自分の生活を選び取っていくことについて、被災者でない人たち、例えば市民全体が、それでいいのだと、そうしていくことが複線型の生活再建や復興なのだという意識を醸成していくような工夫があったらいいと思います。

大島（巖） 当事者が主体的にということですね。

大島（隆代） はい。そしていつ我々が当事者になるかもしれないということや、自己決定や意思決定というのはソーシャルワークだけの話ということでもありませんけれども、すごくソーシャルワークが大事にしてきたものなので、人から強いられたものではなく自分から参画するという意識を私たちが少しずつ持っていかればよいとは思っています。

大島（巖） ありがとうございます。そろそろまとめなければいけない時間が迫ってきていますが、コメントをいただいた中で、質問表を渡してまだ答えていただけていない点があるかと思います。伊藤様、いかがでしょうか。

伊藤 はい。「自ら被災されながら、専門職として混乱する現場で心を込めて支援を考え、実行された原動力、一番の支えは何だったと今思われますか」という質問です。

最初のうちは社協職員としてやらなければならない、自分も住んでいる家が流されて後片づけもしなければいけないしというところがありました。やはり最初のうちは社協職員として動かなければならないという気持ちがありましたけれども、住民さんに「あなたたちは被災していないのでしょうか」と聞かれたときに、「いや、私も被災しました」というと心が通じ合うといったところもあって、「みんなで頑張りましょうね」といったことを言えるような感じがあったし、本当に山田町の人たちは祭りが大好きで、海に入って暴れるみこしがあって、そういう祭りが好きだという団結力というか、そういうものが自分の中にもあったのではないかと思います。

大島（巖） ありがとうございます。当事者として、ピアとしての関わりですね。助け合いといいますか、ピアの相互支援という感情があったということですね。ありがとうございます。

そろそろ締めたいと思いますが、一つだけ気になっていたことがあったので質問させていただいてよろしいでしょうか。丹波さんをお願いいたします。複線型復興ということの中に、一つ重要な要素として「住まいの問題」があると思います。住まいのあり方、住まいの形態によって複線型の支援が提供されることが一般的かと思います。そのように考えると、被災を受けた地域の中に暮らし続けて支援を受ける場合は良いのですが、「移住」であるとか「避難継続」である場合は、被災者は別の地域で暮らしているわけです。そのような場合に、別地域で暮らす人々への支援のあり方がとわれて来ますね。そのシステムをどのようにしたらいいのでしょうか。複線型の復興を考えるととても重要な一つの要素だと思いますが、いかがでしょうか。手短かにお願いできればと思います。

丹波 原子力災害に関しては、原発避難者特例法という法律によって、大体の方は住民票を移していませんけれども、他の地域で生活していたとしても他の地域で生活している人々に対して必要な行政サービスを、例えば保育園に通う、学校に通う、介護サービスを受けるということも、そこに住んでいる地域の住民と同じように受けられるようにしようという法律を原発避難者特例法として作りましたが、今回の能登もそうですけれども、

広域避難は原子力災害でなくても起こり得るということを考えると、日本はつくづく住民票主義というか、住民票を置いている人々に対して行政サービスをすることを前提にするような社会システムになっているということをもう1回改める必要があるかと思います。

生活保護の現在地主義のように、そこにいる当事者である方々の生活ニーズにきちんと応えるような仕組みをどう作るかということが大事ではないかと思います。3分で話そうと思うとこのくらいになってしまいます。

大島（巖） ありがとうございます。これだけ大規模災害が多く発生する日本ですので、それは基本的な法律の中に位置づけておくということが必要な時期になっているのかもしれないですね。ありがとうございました。

それでは、秋元さん、最後にまとめをよろしく願いいたします。

秋元 今日のお話を聞いていて私が改めて感じたことは、生活を再建するといったときに、何か特別なことというよりも、自分たちがふだん生活することの延長線の問題としてどこまで考えることができるかということも必要な視点だろうと思いました。

緊急の対応というものは、それはそれとして必要ですけれども、その後の話というのはあくまでも日常の生活の延長線にどれだけ引きつけて問題を考えていけるかということ、今日のお話を聞いていて、そのことが一番重要だったのではないかというのが私自身の個人的なまとめです。

お一方ずつ、1分くらいしか余裕がありませんけれども、今日一番言いたかったことがもしあれば一言ずつお願いできますか。感想でも構いません。

大島（隆代） 今日はありがとうございました。私も改めてソーシャルワークというものをもう1回見詰め直して、今お話があったように、災害支援というものは日常と非日常を私たちがどのように折り合いをつけていくかという中にあるというところを考えていこうと思いました。もちろん災害は起きないほうがいいのですが、現在は、一人一人が考えていくような時期に来ていると、そしてその中で体制や法を整えていく、その運用を考えていくということも必要になってくると思いました。ありがとうございました。

武田 本日はありがとうございました。言いたいことはたくさんありますが、一つだけということであれば、ぜひ今日会場に来ておられる方たちに、DWATというものが専門職チームとしてあるということをもっと知っていただきたいということと、先ほどの質問の中で、私の地域で私にできることというお話がありました。そういう意味ではDWATだけではなく専門職チームが災害に備えて準備をしていますし、必ず駆けつけますので、その専門職チ

ームを上手に使うって御自身の地域を守っていただきたいし、要配慮者の方たちのことを少し手当てしていただければと思います。

もちろん災害は起きないほうがいいですけども、いざというときにはみんなで力を合わせられたらと思います。本日はどうもありがとうございました。

伊藤 相談員にならなければ同じ沿岸部などの生活支援相談員の人たちと出会えることもなかったし、研修や相談員の心のケアにも携わってくださった先生方にもお会いすることができなかったの、生活支援相談員としてやってこられて皆様にもお会いすることができたのでよかったとっております。今日は本当にありがとうございました。

丹波 今日は本当にありがとうございました。複線型復興という提起をさせていただいたことを受けとめて、パネリストの皆さんにいろいろな形で御示唆をいただいて、私自身も学ばせていただきました。個人的には、伊藤さんが最初は緊張されていたのが段々と岩手弁に戻ってきて、すごくよかったとっております。

この問題は、先ほど秋元先生が言われたように、日常をどう取り戻していくかということと、日常をきちんともう少し見詰めていくということが大事なので、そういう意味では災害時に特別な対応をとっていくということもさることながら、平時という言い方がいいかどうかはわかりませんが、そういったときに私たちが考えることはすごく大きいと改めて思わされたので、今後も研究に邁進していきたいとっております。今日はありがとうございました。

大島（巖） 本日のテーマは、複線型復興の可能性ということでしたが、今日のお話の中で、その仕立てがずいぶん具体的に見えてきたように思います。DWATは初期の時期が大切で、どう次につないでいくのか、その後に生活支援相談員がどういう役割を果たすのか、そこで可能であれば災害ソーシャルワークであるとかケースマネジメントの役割を果たせるような人材になっていただくといったことが必要なのかもしれません。

何より被災地のみならず、国民全体が「我がこと」として災害ソーシャルワークの問題に取り組んでいくといった仕組みを、今後複線型復興の考え方のもとで、きちんと作っていくということが今後の重要な課題かと思われました。

複線型復興というのはとても魅力的な言葉ですけども、それに対してそれぞれの立場から今日は大変深い意見交換ができたかと思えます。ご登壇いただいた皆さん方、とても我々の発想をインスパイア・刺激するようなご発言をたくさんいただきました。どうもありがとうございました。盛大な拍手をお願いいたします。

以上をもちましてこのシンポジウムを終了させていただきます。ありがとうございました。

シンポジウム資料

『大規模災害とソーシャルワーク - 複線型復興の可能性』

- ◇ シンポジウムの趣旨とねらい
コーディネーター 秋元 美世 氏（SOMPO福祉財団賞審査委員長）
・・・ p. 64
- ◇ パネリスト資料
 - 大島 隆代 氏 当日投影
 - 武田 康晴 氏 ・・・ p. 65～p. 70
 - 伊藤 美子 氏 ・・・ p. 71～p. 90

大規模災害とソーシャルワーク—複線型復興の可能性

シンポジウムの趣旨とねらい

災害がいつ、どこで起きてもおかしくない日本において、いま被災地の復興のあり方が注目されています。困難を抱えた人びとへの支援を役割とする社会福祉が、被災によるさまざまな生活困難に直面する人々への支援と被災地の復興のための取り組みに積極的にかかわっていくことが求められるのは言うまでもありません。

災害にかかわる生活問題は、対象者別・分野別の対応という枠組みとは根本的に異なる、まさに普遍的・総合的な対応が求められる問題です。他方で、社会福祉の場合、貧困問題とか、子どもの虐待問題、あるいは介護の問題など、いずれにせよ何か一般的ではない特別の問題や必要の存在が想定されていることが通例です。そしてそのことが、結果として社会福祉の制度が対象者別・分野別の制度として運用されることにつながり、本来、普遍的（ユニバーサル）な広がりのある制度であるはずの社会福祉が、そうなり得ていない背景的要因ともなっています。社会福祉が、災害にかかわる生活問題に取り組んでいくことは、本来、普遍的な広がりをもつはずの社会福祉にとっても意味のあることだと思われま

す。被災者支援と災害復興においては、いま現在かかえている平常時とは異なる特別な問題への対応だけでなく、長期的な展望に基づいてより安全で快適な新しい生活の場を創出することを目指す、より普遍的・総合的な観点からの対応も求められています。被災地に長期的な展望に基づいた新たな生活の場を創っていくには何が求められているか。シンポジウムでは「複線型復興」をキーワードにしてこの問題を考えていきたいと思

シンポジウム

『大規模災害とソーシャルワーク — 複線型復興の可能性』 ～災害派遣福祉チーム(DWAT)の取り組み～



京都DWAT特別アドバイザー
武田康晴(華頂短期大学)

はじめに

災害派遣福祉チーム(DWAT: Disaster Welfare Assistance Team)は、東日本大震災を契機に組織された社会福祉領域の専門職チームで、高齢者施設の相談員や介護職員、ケアマネジャー、保育者、障害者施設の支援員等で構成される。活動内容は、厚労省のガイドライン(社援発0531第1号)にもある通り、主として一般避難所で生活する高齢者、障害者、子ども、傷病者等の災害時要配慮者について、生活ニーズの把握と相談支援、生活環境の整備、また各種専門職チームや社会資源と被災者をつなぐ調整など生活支援を行うことである。

「福祉チーム」というと「介護をする人」と間違われることも多いが、それは施設間・種別間応援や介護福祉士会による支援等の範疇で、DWATは、避難所生活の中で新たな要介護・要支援者を生まない、つまり二次被害、その先にある災害関連死を防ぐことを主な任務とする。本報告では、DWATの活動を適宜紹介しながら、災害時のソーシャルワークについて、そして複線型復興との接点について考えていきたい。

災害派遣福祉チームとは

厚生労働省のガイドライン(「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン、H30.5.31.」)によれば、「...指定避難所のうち、福祉避難所を除く一般的な避難所(以下、一般避難所)に避難する高齢者や障害者、子どものほか、傷病者等といった地域における災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し...」とした上で、「...都道府県は、一般避難所での災害時要配慮者に対する福祉支援を行う災害派遣福祉チームを編成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、都道府県、社会福祉協議会や社会福祉施設等関係団体などの官民協働による福祉支援ネットワークを構築する」としている。



1. 災害派遣福祉チームは、一般避難所に派遣される。(活動場所)
2. 高齢者、障害者、子ども、傷病者等の災害時要配慮者...(対象)
3. 災害時要配慮者の福祉ニーズに対する支援を担う。(活動内容)
4. 府県、社協、福祉関係団体が協働でネットワークを構築...(構成)

災害派遣福祉チームの活動内容(参考)

※前出、厚労省ガイドライン

1. 福祉避難所等への誘導
2. 災害時要配慮者へのアセスメント
3. 日常生活支援
4. 相談支援
5. 一般避難所内の環境整備
6. 本部、都道府県との連絡調整と状況報告
7. 後続チームへの引継ぎ
8. 被災市区町村や避難所管理者との連携
9. 他職種との連携
10. 被災地域の社会福祉施設等との連携

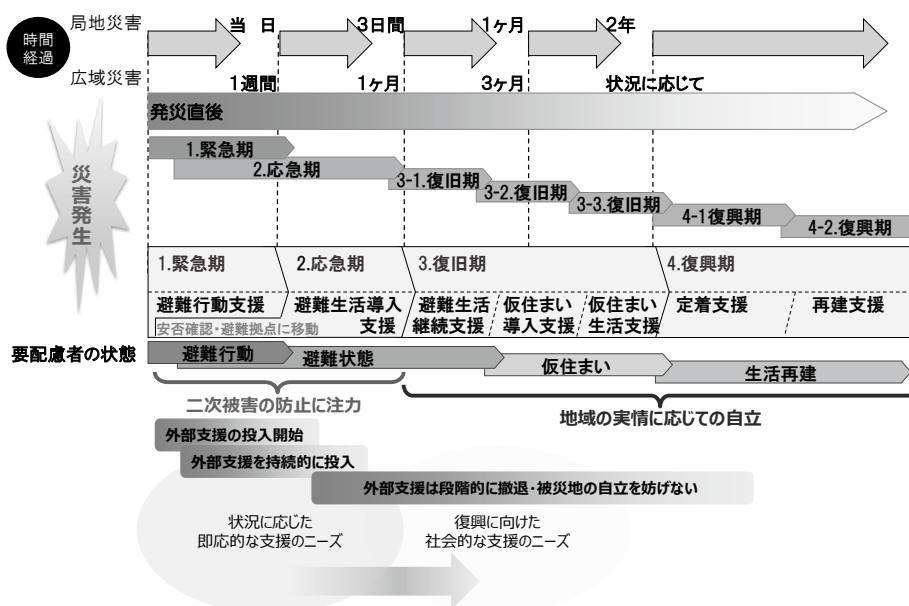


(原則)一般避難所で、これらの活動を展開する
ケアワークが主たる任務ではない

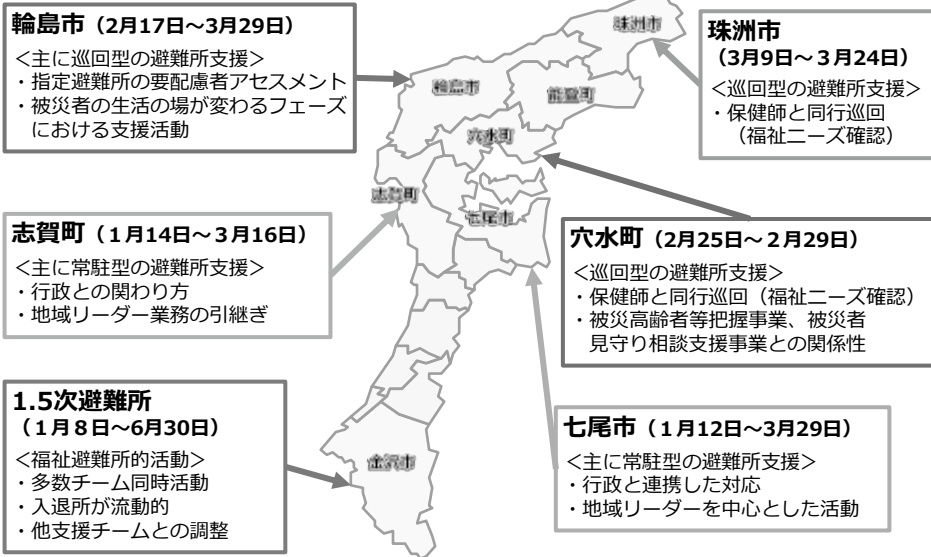
災害派遣福祉チームDWATの活動経過(他職種連携含む)

- ・2011年、東日本大震災、岩手県の福祉関係者が内陸部から沿岸部への支援を実施。⇒災害派遣福祉チームの組成へと向かう。
- ・2016年4月、熊本地震、熊本県・岩手県・京都府のDWATが熊本県益城町で活動。
 ……保健師チームとの連携は常時でなく単発的にとどまる。
- ・2016年8月、台風10号災害、岩手県岩泉町において、ヘリによる要配慮者の輸送に際してスクリーニングを実施。 ……保健師と協働で実施する。
- ・2018年5月、厚労省が「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を发出。 ……DWATの活動内容(一般避難所での生活支援等)を明文化する。
- ・2018年7月、西日本豪雨災害、岡山県ほか5府県のDWATが倉敷市で活動。
 ……日赤・保健師と発災4日目(DWAT活動初日)より連携して支援を開始する。
- ・2022年の厚労省通知により保健医療福祉調整本部に改訂、登録Progの標準化
- ・2022年、災害福祉支援ネットワーク中央センター(全社協、全国事務局)が発足。
- ・2024年1月、能登半島地震、1月6日より中央センター先遣隊が現地入りし、1.5次避難所(金沢)、七尾・志賀、輪島等で活動。 ……保健/医療との連携が前提

支援ニーズの変化 ※富士通総研・名取氏の資料



能登半島地震における地域別の活動内容について



1.5次避難所における活動について

<目的>

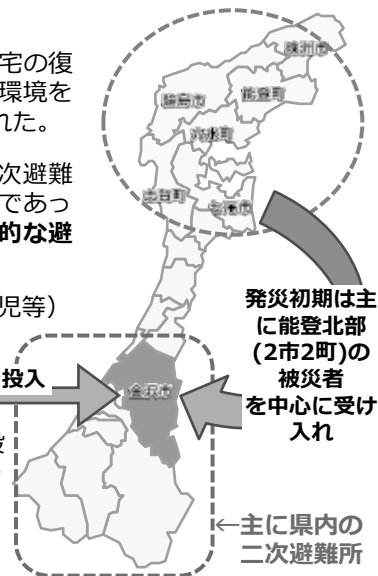
被災地におけるライフラインの状況等から、自宅の復旧や仮設住宅等への入居までの間の被災者の生活環境を確保するため、2次避難所が金沢市以南に開設された。

1.5次避難所は被災地の避難所等から、直接2次避難所へのマッチングを早期に行うことが困難な状況であったことから、2次避難先が決まるまでの間の**一時的な避難施設として開設**された。

※要配慮者 (高齢者、障害障害者、妊婦、未就学児等) とその同伴者の移動を優先

<活動期間> 1月8日~
 ホテル等への二次避難、福祉施設等への移動までの期間(期間限定)

<活動場所> いしかわ総合スポーツセンター (メインアリーナ) ※金沢市内



(もう一度)災害時用配慮者とは？

○2013年(平成25年)の改正『災害対策基本法』では、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」(第8条2項15号)としており、災害による被害を防ぐために必要な対策を取らなければならないとしている。

○前出の厚労省ガイドライン(社援発0531第1号)では、災害派遣福祉チームの対象とする災害時要配慮者とは「一般避難所で生活する高齢者、障害者、子ども、傷病者等」としている。



- 後者の「傷病者」を除き、特に「現時点でケアの必要な人」だけを災害時要配慮者と定義している訳ではない。※要介護・要支援状態にない人も災害時要配慮者
- DWATは、避難所生活の中で新たな要介護・要支援者を生まない、つまり二次被害、その先にある災害関連死を防ぐことを主な任務とする。(再掲)

※ちなみに京都DWATでは、これまでの派遣経験を踏まえ、地元の行政職員も含め「被災した人すべてが要配慮者」と位置付けて活動している。

能登半島地震の支援活動から見えてきた課題

1. 専門性による役割分担の必要性(多職種連携)
各専門職が役割分担することで、自らの専門性を十分に発揮することができる。
→保健師がトイレ掃除・ゴミの始末×(岡山)、日赤が室内ハウスの整備×(輪島)
2. 専門性の特性によるアプローチの違い(医療・保健・福祉、常駐・巡回)
巡回では既にニーズのある要配慮者を確認、新たな生活ニーズは発見しにくい。
→ニーズのある要配慮者が自分から...医→来る、保→来ることある、福→来ない
3. 同一フェーズ(空間軸)の連携とフェーズ間(時間軸)の連携
フェーズが進むと医は引き、保は地域(全戸)に、避難所は福中心...のハズだが？
→協働の課題と引継ぎの課題、医から保・福そして地元へ、多様な社会資源活用
4. 「被災地」から出た要配慮者の支援と今後の課題
1.5次避難所で「出た要配慮者」の支援、残った被災者や地域との分離がある。
→原子力災害(全員避難)との共通点と相違点、複線型復興の必要性・可能性
5. 災害派遣福祉チームDWATとしての今後の課題
中央センター統括で全国DWATが動き、評価できる点と反省点、課題があった。
→全自治体のDWATが活動した、派遣マネジメントに課題もあった、事故や変調時に自己完結できない脆弱性、DWATの本来任務の確認と共有など(検証の材料)

おわりに

本報告では、大規模災害とソーシャルワークー複線型復興の可能性という大枠で、能登半島地震における支援活動も含め、DWATの取り組みについて紹介してきた。DWATは歴史も経験も浅く、また今回は中央センターが統括して全国から派遣する初めてのケースであったため、社会福祉の専門職チームとして十分に責任を果たせなかった部分も多いと考えられる。今後の自己省察と検証が期待される。

本シンポジウムのテーマである「複線型復興」との接点については、DWATが緊急期から応急期、復旧期に主に活動するチームであるため直接的に復興期に深く関わることは少ない。ただし、復興には、災害時要配慮者を含む被災された住民の動向、今回のケースで言えば1.5次避難所を経て社会福祉施設に移った避難者の今後...というように、復興のスタートラインへ向かうプロセスや被災者の状況、何よりも被災者自身の気持ちや意向が大きく影響する。災害時のソーシャルワークという観点から、発災当初から一連の流れの中で検討していくことが必要であるとする。

最後に、復旧・復興についてお聞きした輪島市職員の言葉を紹介する。

「まだとても復興は考えられないが、過去を見て、同じものをもう一度作ることは難しいと思う。市民と一緒に未来の輪島市を作っていきたい。それには、まず輪島市に帰って来てくれるのか、ここでどう生活していくのか、市民の思いを知りたい。」

2024年7月28日
「第25回SOMPO福祉財団賞」受賞記念講演会とシンポジウム

生活支援相談員活動報告

～避難所から災害公営住宅（再建含む）～



岩手県 山田町社会福祉協議会
生活支援相談員係長 伊藤 美子

1

お話しの内容 「状況と課題」

- ▶ 山田町の紹介
- ▶ 発災の状況
- ▶ 被害の状況と以後の様々な課題
- ▶ 避難所の状況と課題
- ▶ 仮設住宅入居の状況と課題
- ▶ 生活支援相談員の活動と課題
- ▶ 災害公営住宅建設の状況と課題
- ▶ 自宅再建の状況と課題

2

岩手県 山田町

令和6年5月1日現在

◆人口 : 14,020人

(震災前19,270人)

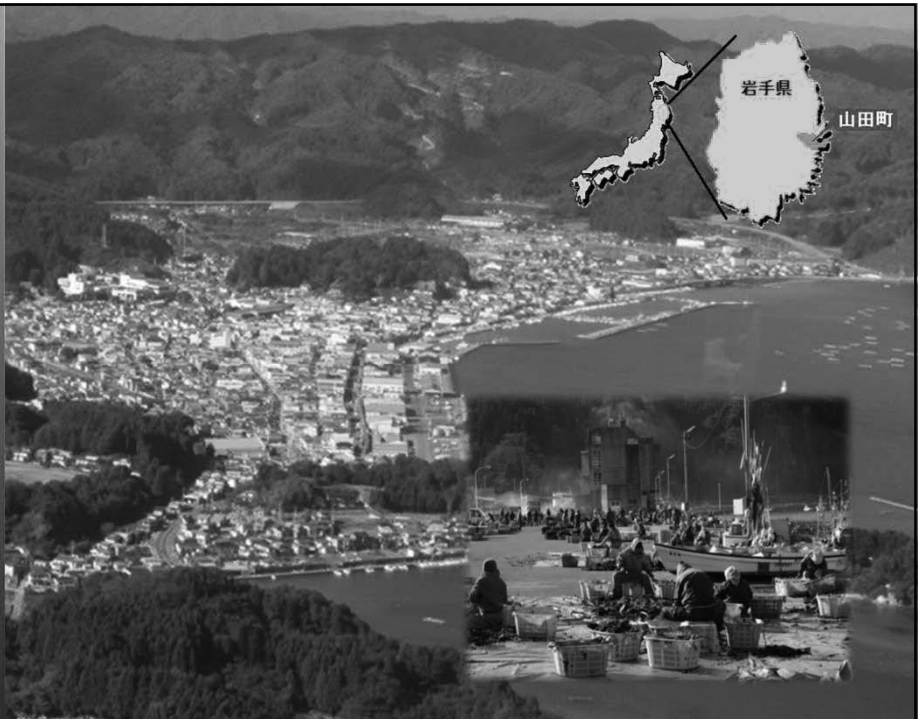
◆高齢者人口 : 5,861人

◆高齢化率 : 35.2%

◆地区構成 : 5地区

＝漁業の町＝

沖合では親潮と黒潮が交差する漁場。殻付きカキ、イカ、アワビ、ウニ、ホタテ、ワカメ、サケなどの魚貝類が豊富。湾の形成を活かした養殖業も盛ん。水産加工業が活性。



3

震災前の山田町



4

震災後の山田町



5

- ▶ 日 時 平成23年3月11日（金）午後2時46分
- ▶ 震源地 宮城県北部三陸沖の震源
- ▶ 震源の深さ 2.4Km
- ▶ 地震の規模 マグニチュード9.0
- ▶ 山田町の震度 震度5強（推定）
- ▶ 防災無線警報 午後2時49分発表 「大津波警報3メートル以上」
- ▶ 津波襲来 午後3時22分
- ▶ 火災発生 午後3時25分頃

東日本大震災発災

6

大津波 (第一波)

第一波は防潮堤が持ち堪えた

第二波が湾口（写真の奥）から押し寄せてきているのが見える



7

大津波 (第二波)

防潮堤を乗り越え市街地に波が押し寄せる

画面右上の丘に避難者が確認できる

町内4地区市街地面積
407ヘクタールのうち、
約209ヘクタール
(約50%) 浸水



8

比較

左：津波襲来後
右：津波襲来前



9

引き波

湾底が見えるほどの
巨量の引き波

引き波後、第三波、
四波と何度も繰り返す



10

火災

火災の原因は不明。町内各地で発生し、3日間大規模延焼。林野まで及び、消防・消防団等の必死の消火活動。

= 火災で焼失したエリア =
山田町役場前
約6ヘクタール
山田駅前
約10ヘクタール



11

翌朝

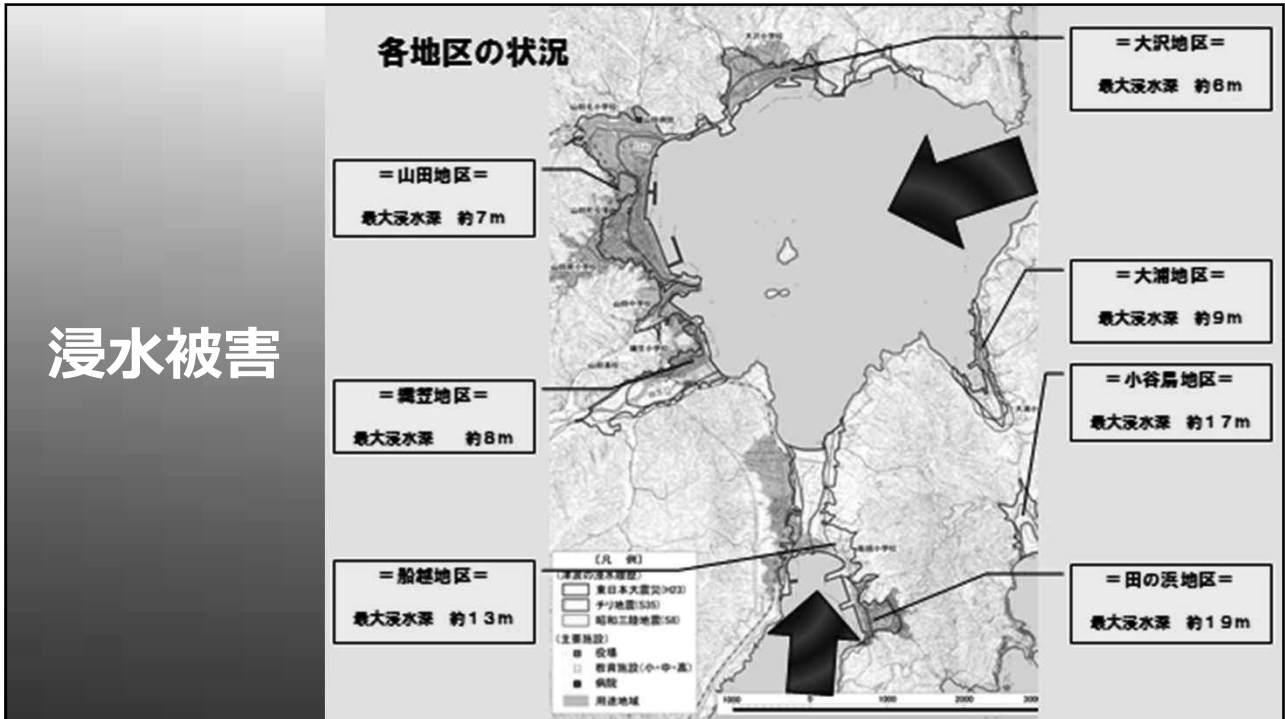
波は完全に引き、道のいたるところに漂流物が山積。

他地区では延焼中。



12

浸水被害



13

人的被害

平成30年11月13日
山田町資料

| | | | |
|------------|------------------------|------|----------------------------|
| 死亡者数 | ① | 824人 | 平成30年11月9日15時現在 |
| うち認定死亡者数 | ② | 210人 | |
| うち遺体判明者数 | ③ | 69人 | |
| うち災害関連死亡者数 | ④ | 83人 | |
| うち外国人死亡者数 | ⑤ | 1人 | |
| 行方不明者数 | ⑥ | 1人 | 平成26年3月14日18時現在 |
| 遺体収容者数 | ⑦ | 604体 | 平成25年3月31日17時現在 宮古警察署発表 |
| 人口の推移 | 震災前 平成23年 3月1日 19,270人 | | |
| | 震災後 平成30年11月1日 15,701人 | | |

- 実際の死亡者数：683人 ⑧
＝ 死亡者数：824人 ① - (認定死亡者数：210人 ② - 遺体判明者数：69人 ③)
- 実際の行方不明者数：142人 ⑨
＝ 行方不明者数：1人 ⑥ + (認定死亡者数：210人 ② - 遺体判明者数：69人 ③)
- ◎ 死者・行方不明者の合計：825人 ⑩
＝ 実際の死亡者数：683人 ⑧ + 実際の行方不明者数：142人 ⑨

14

家屋被害

平成30年11月13日
山田町資料

| 地区 | 全壊 | | 大規模 半壊 | 半壊 | 一部 損壊 | 被災家屋の合計 | | 居宅棟数 |
|-----|-------|-------|-----------|-----|----------|---------|-------|-------|
| | 数 | 割合 | | | | 数 | 割合 | |
| 大沢 | 435 | 56.5% | 32 | 37 | 26 | 530 | 68.8% | 770 |
| 山田 | 1,300 | 50.6% | 103 | 104 | 86 | 1,593 | 61.9% | 2,571 |
| 織笠 | 477 | 45.6% | 31 | 14 | 17 | 539 | 51.5% | 1,045 |
| 船越 | 132 | 17.1% | 19 | 21 | 32 | 204 | 26.4% | 770 |
| 田の浜 | 324 | 63.0% | 3 | 18 | 18 | 363 | 70.6% | 514 |
| 大浦 | 94 | 26.5% | 14 | 9 | 16 | 133 | 37.4% | 355 |
| 小計 | 2,762 | 45.8% | 202 | 203 | 195 | 3,362 | 55.8% | 6,025 |
| 豊間根 | 0 | 0.0% | 0 | 0 | 7 | 7 | 0.5% | 1,174 |
| 合計 | 2,762 | 38.4% | 202 | 203 | 202 | 3,369 | 46.7% | 7,199 |

* 平成24年6月1日現在

* 非住家は含まない

15

- 電気 町内全域停電 最終復旧 平成23年5月1日
- 水道 豊間根地区、船越地区（大浦）を除き通水不能 最終復旧 平成23年5月23日
- 下水道 町内全域処理停止 最終復旧 平成23年5月1日
- 通信 固定電話、携帯電話すべて通信不能 最終復旧 平成23年4月30日
- 鉄道 町内2駅被災、線路は津波で流失
振替輸送 平成23年4月20日～（岩手県北バス）
鉄道路線は現在も不通（JR→三陸鉄道へ）
- 道路 津波が及んだ沿岸国道は寸断または不通 凡そ復旧 平成23年4月14日

ライフライン等の被害状況と復旧

16

- 燃料（ガソリン、軽油、LPガス、灯油等） ●発電機 ●薬（処方薬等）
- ティッシュペーパーやアルコールティッシュ等の消耗品
- 明かり（ろうそく等） ●暖房器具（反射式ストーブ、毛布等）
- 女性用品（生理用品等） ●乳児用品（オムツ、粉ミルク、哺乳瓶等）
- 食料 ●水 ●通信機器（無線、衛星電話等） ●衣服 ●介護用品 など多数

必需品・不足品

17

避難所 状況

平成23年4月25日
山田町役場資料

避難所設置数
町内5地区**31箇所**

避難所設置属性
学校、公民館、民家、
寺院等

避難者総数 **2,880人**
山田640人/大沢308人
織笠657人/船越325人
豊間根/950人



18

応急仮設住宅

入居開始
平成23年6月

当初仮設住宅戸数
1,940戸
当初入居世帯数
1,912世帯
当初仮設団地数
46団地

すべての仮設住宅は
令和2年度内に撤去



19

応急仮設住宅 建設の状況

平成23年当時

町内43箇所に1,940戸の応急仮設住宅を建設。平成23年6月1日より順次入居開始。

| 位置 | 戸数 | 位置 | 戸数 |
|------------------|-----|--------------|-----|
| 町民グラウンド | 174 | 船越多目的広場 | 46 |
| 大浦小学校前 | 58 | 織笠小学校 | 22 |
| 石峠橋付近 | 50 | 青少年の家林間駐車場 | 28 |
| 関口担い手センター | 36 | 豊間根エフビー隣地 | 55 |
| 山田南小学校 | 35 | 旧長野団地 | 36 |
| 長崎二丁目(山田郵政官舎付近) | 10 | 大浦漁村センター | 20 |
| 県立山田病院付近 | 35 | 山谷コミュニティセンター | 52 |
| 大沢小学校 | 31 | 関谷林業担い手センター | 80 |
| 町民農園 | 26 | 家族旅行村芝生広場 | 30 |
| 旧タブの木荘跡地 | 50 | 山田町長崎四丁目 | 26 |
| 上徳漁具店付近 | 20 | ちびっこ公園 | 16 |
| 旧長崎団地 | 29 | 猿神バス停付近 | 14 |
| 県北バス停北浜口付近 | 20 | 不動生コン付近(Ⅰ×Ⅱ) | 129 |
| 猿神農業担い手センター(Ⅰ×Ⅱ) | 141 | 旧平安荘 | 44 |
| 下水道処理場予定地 | 122 | 大和水産倉庫付近 | 24 |
| 浜川目コミュニティセンター | 128 | 山田高校付近 | 27 |
| わんぱく公園 | 10 | 赤松団地付近 | 24 |
| 浦の浜 | 108 | 希望ヶ丘団地向い | 72 |
| 豊間根橋付近 | 18 | 山田町農村婦人の家付近 | 20 |
| 新田橋付近 | 6 | 平安荘隣地 | 21 |
| 関口児童館副庭 | 12 | 株式会社山田生コン付近 | 24 |
| やまびこ公園 | 11 | | |

合計1,940戸

20

仮設住宅 入居期間中の 心身等状況 の課題

1. 体調の不良

要介護状態（認知症等）

精神疾患（高齢者に限らず、全世代）

アルコール依存症（男性高齢者の割合が多い）

2. 自死

3. 近隣関係の悪化

認知症状に関するトラブル、派閥、ゴミ処理、

本音をいえない上辺の関係等

3. 将来への不安

周辺で退去者が増え、不安が大きくなっていく

4. 仮設住宅の老朽化の不安

各仮設団地に補修工事導入

※長期化するにつれて課題が変化、複雑化してくる

21

生活支援相談員の活動と課題

生活支援相談員の役割と活動内容 個別支援と地域支援の取組み

22

個別訪問

令和6年5月実績データ

災害公営住宅
176世帯

修繕・再建宅
40世帯

移住・再建宅
76世帯

住宅等被災無
71世帯

合計
363世帯



23

サロン活動 「よりあっこ」

仮設住宅・災害公営住宅・
地域で開催

仮設住宅集会所・談話室
等24ヶ所（集会拠点がない
所は訪問サロン）

仮設住宅以外の地域20ヶ
所は住民宅をお借りし開催

交流や孤立防止、コミュニテ
ィづくりを目的とした会

生活支援相談員はこの会
で「ニーズ把握」も実施



24

イベント活動 「料理アカデミー」

仮設住宅入居男性を対象
(男性の外にできる機会づくり)

株式会社味の素コミュニケーションズ様のご協力で平成
24年から実施中
(現在はコロナ禍により中断)

集会所に集まりにくい男性が
集会所でお料理昼食会

株式会社味の素様の可動
式キッチンを使用

女性対象アカデミーも町内公
共施設で実施
(平成29年度まで)



●お父さん方の生きがいになった
「仮設住宅を出る前に、団地内のひとにつくってわけてえがな～」
この声により、男性入居者主体のお振舞いが実施された。

25

これまでの活動 で考える課題

1. 災害復興公営住宅に引越された方と地域住民とのコミュニティ作り支援方法（新たな人間関係）
2. 仮設住宅に最後まで残る方（特に高齢者）の心のケア（傾聴）
3. 仮設住宅生活の長期化による身体機能の低下、精神不安定状態、認知症状の加速化などの対策
4. サロン活動やイベント等、住民の自立への促し
5. 体調不良による緊急搬送（特に独居高齢者・高齢者世帯）や孤独死の早期発見等には住民同志のつながりが不可欠と考えられる
6. 自治形成の伴走支援の在り方と自立のタイミングが今後の課題

26

災害公営住宅建設・入居の状況、課題

災害公営住宅建設状況、入居状況、生活の様子

3度目のコミュニティ再構築、集会所利用の課題

27

災害公営住宅

写真：山田地区 山田中央団地 平成28年12月入居開始

令和6年5月末現在 山田町役場資料
生活支援相談員情報

- ◆建設予定数 18団地
- ◆事業主体種別 県営4団地、
- ◆完成団地数 18団地
- ◆入居割合 約85.87%
- ◆15団地入居率合計

- ・町営) 柳沢第1団地
- ・町営) 長林第3団地
- ・町営) 山田中央団地
- ・町営) 大浦第1団地
- ・県営) 豊間根アパート
- ・県営) 織笠アパート
- ・県営) 大沢アパート
- ・県営) 北浜アパート
- ・町営) 長崎第3団地

町営14団地 (うち4団地県へ委託)

553/644世帯

- 38/ 49世帯
- 13/ 16世帯
- 138/146世帯
- 6/ 9世帯
- 55/ 72世帯
- 47/ 56世帯
- 28/ 35世帯
- 62/ 72世帯
- 7/ 8世帯

- ・町営) 長林第2団地 16/21世帯
- ・町営) 跡浜団地 22/22世帯
- ・町営) 田の浜第2団地 9/11世帯
- ・町営) 大浦第2団地 8/ 8世帯
- ・町営) 田の浜住宅 12/18世帯
- ・町営) 長崎第2団地 36/42世帯
- ・町営) 大沢小西団地 14/15世帯
- ・町営) 下条住宅 8/ 8世帯
- ・町営) 飯岡団地 34/36世帯

28

災害公営住宅
コミュニティ
形成支援活動

豊間根地区災害公営住宅交流会
(平成26年10月)

新しい仲間と新しい地域をつくろう

◆足湯で心も体もほっこり



◆踊りましょ! 心はひとつ



豊間根アパート住民と
地区住民との交流会

地域住民交流会
ほっこり足湯カフェ



◆心のこもったカレーはうまい!



平成二十六年十月五日
(日) 秋晴れの下、災害公
営住宅「豊間根アパート」
集会所付近においてファイ
ダーさんの協力のもと、「地
域住民交流会ほっこり足湯
カフェ」が開催されました。
地域女性団体「めんこい
マダムス」アパート住民協
力者、民生委員、生活支援
相談員、ファイダー職員と
でカレーライスをつくり振
る舞われたほか、足湯をし
ながら語り合い、カフェよ
りあいついでコーヒーを飲
みながらレクをしました。
笑い声が響き渡る交流会で
した。

災害公営住宅
コミュニティ
形成支援活動

柳沢地区災害公営住宅交流会
(平成28年7月)



災害公営住宅 コミュニティ 形成支援活動

大沢地区災害公営住宅
(H28.7月～)

- ↓ベンチの設置
- ↓お茶会の実施
- ↓顔合わせ会
- ↓団地会設立準備
- ↓住民向け研修
- ↓



※当初からの協力関係機関 山田町、岩手県、CLC、岩手県建築住宅センター、岩手大学

31

災害公営住宅 コミュニティ 形成支援活動

自治会設立運営支援
(令和元年4月～)

自治会設立のサポート
自治会運営「役員会」の
サポート
自治会行事のサポート

これらを通じて
コミュニティの形成を支援

コミュニティ形成支援

災害公営住宅や
高台団地の自治
会設立運営支援



生活支援相談員活動の1つである「コミュニティ形成支援」の取組みとして、町内各所の高台団地や災害公営住宅の自治会設立運営支援を行っています。

山田町復興企画課(コミュニティ形成支援員)、岩手大学三陸復興・地域創生推進機構、岩手県建築住宅センター等と連携し、各自治会が軌道に乗るまでサポートしています。

32

災害公営住宅 コミュニティ 形成支援活動

地域見守り支援拠点
ひなたぼっこ・とよまね
(令和2年4月～)

地域見守り支援拠点
ひなたぼっこ・おおさわ
(令和2年7月～)

災害公営住宅集会所に社協
職員が常駐

相談支援、コミュニティ形
成支援を実施

…住民誰もが気軽に立ち寄れる居場所づくりを目指しています…

ひなたぼっこ・とよまねに次いで、令和2年7月15日に開館大沢アパート集会所に「ひなたぼっこ・おおさわ」をオープンしました。大沢アパートに入居されている皆様はもとより、地域の皆様もご利用できます。是非立ち寄りください！

オープン!

＝開館について＝
月曜日から金曜日
9:00から16:00まで
※入居者の皆様は集会所利用を
される場合は事前にお知らせ
ください。



新型コロナウイルス感染症対策のため、入居者様、手洗いの徹底、マスクの着用、換気等のご協力をお願いしております。

※山田地区には震災前より設置済

ひなたぼっこ おおさわ

県営大沢アパートでは、毎週火曜日と金曜日の10時から駐車場で地域の方々も交えてラジオ体操を実施しています。その後は集まった皆さんと「雑談会」。心と身体に良い習慣となっています。

先日は集会所において「昔懐かしのスライドショー」も開催しました。今後も皆さんと相談しながらいろんな行事を企画していきます！



開館について
月曜日から金曜日
9:30～15:30
※10月1日より開館時間を
変更しました



33

災害公営住宅 入居者の 生活の様子 状況 課題

1. 不慣れな団地生活

自治、共益費、マナー、近隣関係等

2. 入居率が100%でない様々な理由

立地、利便性、家族・親類関係、保証人の課題、生活困窮、入所、死去等

3. 集会所利用の課題

利用光熱費は入居者共益費に反映備品の整備

4. 自治組織化の遅滞

自治会の馴染みがない地域性、リーダー役の辛さ、成り手がいない、無関心世帯

⇒設立支援が定着化し、現在は伴走支援

5. 孤立化

近隣関係や噂話による孤立化、近隣関係づくりの余力

6. 体調を崩す方

バーンアウト傾向

34

自宅再建の状況と課題

自宅再建の状況

35

自宅再建 (集団移転)

各地区高台移転地の完成に伴い自宅再建が進む

整備区画

織笠地区 148区画
船越地区 156区画
大沢地区 136区画
山田地区 104区画
計544区画

集まる拠点の課題あり

近隣との人間関係づくりの方法

生活支援相談員は主に高齢世帯を中心に訪問中。

織笠地区高台移転地



36

支援専門者の継続 的な雇用の確保

3度目のコミュニ ティ再構築支援

▶ 仮設住宅入居者支援

- ・ 仮設住宅がすべてなくなるまで、継続的な寄り添い支援が必要
- ・ 仮設住宅の統廃合に伴う新たな人間関係づくり支援や見守り

▶ 災害公営住宅入居者支援

- ・ 田舎で余り馴染まない「高層団地」のコミュニティづくり支援
- ・ 一人暮らし高齢者の見守り（仮設住宅以上の孤立化の懸念）

▶ 自宅再建者支援

- ・ 必要性の高い要支援世帯の見守り体制の充実
- ・ 再建地でのコミュニティづくり

▶ 内陸避難者支援

- ・ 内陸避難者の支援中の団体との連携強化
- ・ 帰還世帯（者）の支援引継ぎのスムーズ化とその後の支援
- ・ 内陸避難者交流

37

- ▶ 山田町ホームページ「住まいの復興工程表」
URL: <https://www.town.yamada.iwate.jp/docs/194.html>
- ▶ 山田町震災復興事業ホームページ
URL: <http://yamada-cmjv.jp/>
- ▶ 山田町情報提供資料第152報（最終版）
「東日本大震災大津波の被災状況について」
- ▶ 山田町役場資料
「3.11東日本大震災 山田町被害概要」
- ▶ 岩手県ホームページ「災害公営住宅について」
URL: <http://www.pref.iwate.jp/kenchiku/saigai/kouei/index.html>

参考・引用

38

山田地区中心街
復興道路「三陸道」から撮影

ご静聴ありがとうございました

多くの方々に元気と勇気をいただきました。本当にありがとうございます

審査講評

SOMPO福祉財団賞
審査委員長 秋元 美世

《審査経過》

2023年度の「SOMPO福祉財団賞」は、(一社)日本社会福祉学会会員及び社会福祉関係学会役員、(一社)日本ソーシャルワーク教育学校連盟加盟校の社会福祉教育課程の長、その他の指定推薦者から29件26編の推薦を受けた。候補として推薦された著書は、2022年4月から2023年3月末日までに公刊されたもので、社会福祉を主なテーマとして論述したものである。これらの著書について、計3回<2023年9月6日(水)、2023年10月10日(火)、2023年12月12日(火)>の審査委員会が開催された。

第1次審査では、推薦図書について、「社会福祉分野の研究振興・人材育成のため、将来が期待される若手・中堅の研究者」に対する表彰事業としての本賞の趣旨を踏まえ、実践記録やテキスト、共著・編著による文献などを除外するなど、審査に関する整理の視点から選考を行い、第2次審査の対象文献として9編の文献を選定した。

第2次審査では、審査対象になった9編の著書に対して、それぞれ2名の審査委員が精読し、5段階評価と各自の書評を事前に書面にて提出した。その上で、審査委員会では、各書評を基に審査を進めた。その結果、最終の第3次審査の対象文献として、丹波史紀『原子力災害からの複線型復興－被災者の生活再建への道』、井川裕覚『近代日本の仏教と福祉－公共性と社会倫理の視点から』、木原活信『ジョージ・ミュラーとキリスト教社会福祉の源泉－「天助」の思想と日本への影響』の3編が選考された。

第3次最終審査では、対象となった3文献を審査委員全員が精読した上で、5段階評価と書評を書面で提出し、それらの結果等を踏まえた上で各委員が慎重に意見を交換し、厳正な審査を行った。その結果、丹波氏の『原子力災害からの複線型復興－被災者の生活再建への道』を、2023年度のSOMPO福祉財団賞として理事会に推薦すること、また2023年度の奨励賞として井川氏の『近代日本の仏教と福祉－公共性と社会倫理の視点から』を理事会に推薦することがふさわしいと、委員全員が承認した。

SOMPO 福祉財団賞

《選定理由》

著書

『原子力災害からの複線型復興—被災者の生活再建への道』

(株式会社明石書店 2023年3月発行)

著者 丹波 史紀氏

(所属 立命館大学産業社会学部教授)

《選定理由》

困った人や人びとへの対応ということが社会福祉の役割であるが、「困った」ということの背景には、通例、貧困問題とか、こどもの虐待問題とか、孤独の問題、介護の問題など、いずれにせよ何か一般的ではない特別の問題や必要の存在が前提とされている。その結果、社会福祉の制度が対象者別・分野別の制度として運用されることになり、本来、ユニバーサルな広がりのある制度であるはずの社会福祉制度が、そうなり得ない背景的要因ともなっている。これに対して、災害にかかわる生活問題は、災害が発生した地域という限定がつくが、少なくともその地域に生活するすべての人に普遍的に関わりのある問題である。また災害というリスクは、明らかに日本全国何処の地域で起きてても不思議ではないものでもある。そうした意味で、本書は、「広がりのある」社会福祉学研究の必要性や意義をあらためて提示し、その方向性のひとつのあり方を示しているように思う。震災における生活再建の問題を取り扱うことが、社会福祉学にとってどのような意義があるのかをあらためて提示した今日的にも意味のある研究である。

【本書の要旨】

本書は序章と終章を含め全7章で構成されている。序章では「原子力災害」を主に対象にし、被災者の生活再建を図る方法論として、「複線型復興論」を提起する上での研究上の背景、目的、方法、研究の独創性について述べられている。

第1章では、国内外の災害研究に関する先行研究を踏まえ、災害時における被災者の生活再建に関する議論の変遷を整理している。日本では古くから災害は社会的災厄の一つであり、貧困や生活困難を生み出す社会変動の一つであった。その具体例として、江戸時代の施与、明治期の罹災救助基金法などを取り上げ、災害は社会政策の主たる関心ごとであったとした。また、関東大震災被災時の復興事業は、インフラ整備を中心としたハード事業であり、被災者の生活再建は周辺部に追いやられてきたと指摘する。阪神・淡路大震災の被災経験に端を発し、東日本大震災によって、被災者の生活再建上の課題や支援の在り方などについて、さらなる検討の必要性が叫ばれるようになった。また、「復興感」といった被災者の主観的評価から災害を捉えようとする研究も始まったという。このような国内外の災害研究の進展を概観し、社会福祉学および社会政策学の研究上の位置づけについて明らかにした。

第2章では、東日本大震災およびその後の原子力災害の発生と被害の経緯、その中での福祉課題について論じている。東日本大震災では、地震や津波などによる自然災害の被災地域だけでなく、原子力発電所事故に伴い、医療・福祉施設の入所者・利用者も広域避難させざるを得ず、多くの住民が広範囲にわたり避難を余儀なくされた。こうした医療や福祉の支援を必要とする被災者にとっての諸課題を浮き彫りにした。さらに、被災による転居によって失われた、社会関係といった二次的被害などについても具体例を示しながら論じている。

第3章では、災害によって避難生活を余儀なくされた住民の生活再建上の課題を明らかにするた

めに実施した、4つの被災者へ定量的な調査結果と考察を記述している。4つの調査を通じ、自然災害と原子力災害における生活再建上の課題の共通点、相違点を明らかにした。

第4章は、原子力災害によって自治体ごと機能移転を余儀なくされた被災自治体の避難実態を示した上で、「まちの復興」だけでなく「ひとの復興」を目指す計画を策定し、被災地の復興計画に「複線型復興モデル」への転換となりうる兆しが現れたことを示した。また、被災自治体における住民意向調査の結果や被災地における復興事業を検証し、ハード中心のインフラ整備にとどまる「単線型復興モデル」への揺り戻しがあることも明らかにした。

第5章では、序章から第4章までの内容を踏まえ、災害時における被災者の生活再建を「複線型復興」とするモデル形成について、国内外の議論成果も踏まえながら検証した。災害時被災者支援の国際的指針である「国内避難民」(IDPs)に関する国連の指導原則をとりあげ、被災者の生活再建は帰還だけではなく、多様で複線的なものでなければならないことを示した。こうした「複線型復興モデル」は原子力災害にとどまらず、多様なリスクに対応する汎用性があり、災害などの特別対策から、平時の一般対策を改善・向上させていく「回路」について述べられている。また、災害時におけるすべての被災者の生活再建を視野に入れ、社会困難を抱える被災者への実践的支援枠組みの構築が必要であるとし、その具体化のため、「災害ケースマネジメント」のどのような点が活用できるかを示した。

最後に終章では、これまでの議論を通じて明らかにした今後の社会福祉学および社会政策学の課題を踏まえ、提言を行っている。

【審査委員会における評価】

本書の審査過程において以下の点が評価された。

第一に、著者自身が被災地に現地入りし、実際に支援を行ってきた背景を持つため、きわめて実証的かつ奥行きのある研究となっている。特に、実際の被災者に対して行われた2回にわたる実態調査を基にした実証的研究は、原発事故という甚大な被害の実態を後世に伝え、今後の支援の継続と災害時の対策を考えさせる資料的価値のある研究である。

第二に、「複線型復興」構想の内容を具体化しつつ特別対策から一般施策への移行の回路について検討を行っている。「被災者の生活再建の視点から復興を考える」という、明確な主張に裏付けられた意義のある研究である。

第三に、社会福祉の視点から専門職の役割を明示し、「災害ケースマネジメント」を提唱している点も審査委員会で高い評価を得た。

以上のような評価の一方で、いくつかの問題点も指摘された。

第一に、原子力災害における生活再建では、事業者と政府の責任と補償の問題が関連してくることが想像できるが、そこに対する検討・考察が薄い。

第二に、本書における「複線型復興モデル」の具体的な取り組みがどのようなものなのか、具体的に十分な形で明示できていない点で不満が残る。

第三に、本書で提唱されている「災害ケースマネジメント」が、どのような仕組みのものなのか、またどのように運営されるのかなどについてさらにまとまった議論が欲しい。

【結論】

以上、いくつかの課題も指摘されたが、本書がこのような優れた水準の内容でまとめあげられ

たことは、高く評価されるべきであり、著者の今後の研究活動やその深化が期待される。よって審査委員会として、本書が「2023 年度 SOMPO 福祉財団賞」に相応しい著書であると判断し、推薦することを報告する。

S O M P O 福祉財団賞受賞者

| | 著者 受賞時職名 | 著書または論文名 | |
|------------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回 1999年 (平成11年) <著書部門> | 社会福祉学博士 金子 光一氏 淑徳大学社会学部助教授 | 『ピアトリス・ウェブの 福祉思想』 (ドメス出版、1997年) |  |
| | <論文部門> | 医学博士・工学博士 筒井 孝子氏 国立公衆衛生院研究員、 国立病院・医療管理研究所研究員 | 「介護保険制度下における ケアシステムの未来」 (社会保険旬報、1998年) |
| 第2回 2000年 (平成12年) <著書部門> | 社会学博士 池本 美和子氏 日本福祉大学社会福祉学部助教授 | 『日本における社会事業の形成』 (法律文化社、1999年) |  |
| | <論文部門> | 社会福祉学博士 北場 勉氏 日本社会事業大学社会福祉学部助教授 平岡 公一氏 お茶の水女子大学文教育学部教授 | 「社会福祉法人制度の成立と その今日的意義」 (季刊社会保障研究、1999年) 「社会サービスの多元化と 市場化」 (『福祉国家への視座』、2000年) |
| 第3回 2001年 (平成13年) <著書部門> | 社会福祉学博士 大友 信勝氏 東洋大学社会学部教授 | 『公的扶助の展開』 (旬報社、2000年) |  |
| | <論文部門> | 社会福祉学博士 門田 光司氏 福岡県立大学人間社会学部教授 社会福祉学博士 松山 毅氏 日本福祉教育専門学校専任講師 | 「学校ソーシャルワーク実践に おけるパワー交互作用モデル について」 (『社会福祉学』、2000年) 「イギリス近世初期の慈善活動 の成立過程に関する一考察」 (『日本福祉教育専門学校研究 紀要』、2001年) |

| | 著者 受賞時職名 | 著書または論文名 | | |
|------------------------------------------|-----------------------------------------------------|---------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4回 2002年 (平成14年) <著書部門> | 社会福祉学博士 田中 英樹氏 長崎ウェスレヤン大学現代社会学部教授 | 『精神障害者の地域生活支援』 (中央法規出版、2001年) |  | |
| | <論文部門> | 文学博士 田川 佳代子氏 愛知県立大学文学部助教授 | 「高齢者ケアマネジメントにおける倫理的意思決定」 (『社会福祉学』、2001年) |  |
| 第5回 2003年 (平成15年) <著書部門> | 社会福祉学博士 坂田 周一氏 立教大学コミュニティ福祉学部教授 | 『社会福祉における資源配分の研究』 (立教大学出版会、2003年) |  | |
| | <論文部門> | 社会福祉学博士 大原 美知子氏 東京都精神医学総合研究所 主任技術研究員 | 「母親の虐待行動とリスクファクターの検討」 (『社会福祉学』、2003年) |  |
| | 菊地 英明氏 東京大学大学院/ 国立社会保障・人口問題研究所研究員 | 「生活保護における『母子世帯』施策の変遷」 (『社会福祉学』、2003年) |  | |
| | 社会福祉学博士 寺田 貴美代氏 清和大学短期大学部専任講師 | 「社会福祉と共生」 (『社会福祉とコミュニティ』 東信堂、2003年) |  | |
| 第6回 2004年 (平成16年) <著書部門> | 心理学博士 山口 利勝氏 第一福祉大学人間社会福祉学部 (通信教育部)助教授 | 『中途失聴者と難聴者の世界』 (一橋出版、2003年) |  | |
| | <論文部門> | 社会福祉学博士 李 政元氏 関西福祉科学大学社会福祉学部 専任講師 | 「高齢者福祉施設スタッフのQWL測定尺度の開発」 (『社会福祉学』、2003年) |  |

| | 著者 受賞時職名 | 著書または論文名 | |
|------------------------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 第7回 2005年 (平成17年) <著書部門> | 法学博士 廣澤 孝之氏 松山大学法学部教授 | 『フランス「福祉国家」体制の形成』 (法律文化社、2005年) |  |
| 第8回 2006年 (平成18年) <著書部門> | 菅沼 隆氏 立教大学経済学部教授 | 『被占領期社会福祉分析』 (ミネルヴァ書房、2005年) |  |
| <論文部門> | 社会福祉学博士 村田 文世氏 日本女子大学大学院人間社会研究科 博士課程後期 | 『「委託関係」における当事者組織 の自律性問題-組織間関係論に依 拠した理論枠組の構築-』 (『社会福祉学』、2005年) |  |
| 第9回 2007年 (平成19年) <著書部門> | 社会学博士 星加 良司氏 東京大学先端科学技術研究センター 特任助教 | 『障害とは何か-ディスアビリティ の社会理論に向けて-』 (生活書院、2007年) |  |
| <論文部門> | 博士(人間福祉学) 金子 絵里乃氏 法政大学現代福祉学部 現代福祉学科任期付専任助手 | 『小児がんで子どもを亡くした母 親の悲嘆過程-「語り」からみるセ ルフヘルプ・グループ/サポート・ グループへの参加の意味-』 (『社会福祉学』、2007年) |  |
| 第10回 2008年 (平成20年) <著書部門> | 博士(学術・福祉) 大友 昌子氏 中京大学現代社会学部教授 | 『帝国日本の植民地社会事業 政策研究-台湾・朝鮮-』 (ミネルヴァ書房、2007年) |  |
| 第11回 2009年 (平成21年) <著書部門> | 博士(文学) 金澤 周作氏 京都大学大学院文学研究科准教授 | 『チャリティとイギリス近代』 (京都大学学術出版会、2008年) |  |

| | 著者 受賞時職名 | 著書または論文名 | |
|------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 第12回 2010年 (平成22年) <著書部門> | 博士(社会福祉学) 秋元 美世氏 東洋大学社会学部教授 | 『社会福祉の利用者と人権 —利用関係の多様化と権利保障』 (有斐閣、2010年) |  |
| 第13回 2011年 (平成23年) <著書部門> | 博士(教育学) 仁平 典宏氏 法政大学社会学部准教授 | 『「ボランティア」の誕生と終焉 —贈与のパラドックス)の 知識社会学』 (名古屋大学出版会、2011年) |  |
| 第14回 2012年 (平成24年) <著書部門> | 博士(社会福祉学) 谷口 由希子氏 日本福祉大学福祉社会開発研究所 研究員 | 『児童養護施設の子どもたちの 生活過程 —子どもたちはなぜ排除状態 から脱け出せないのか』 (明石書店、2011年) |  |
| 第15回 2013年 (平成25年) | 博士(法学) 水島 治郎氏 千葉大学法政経学部教授 | 『反転する福祉国家 —オランダモデルの光と影』 (岩波書店、2012年) |  |
| 第16回 2014年 (平成26年) | 学術博士(人間科学) 齊藤 弥生氏 大阪大学大学院人間科学研究科教授 | 『スウェーデンにみる 高齢者介護の供給と編成』 (大阪大学出版会、2014年) |  |
| 第17回 2015年 (平成27年) | 博士(文学) 青山 陽子氏 成蹊大学ほか非常勤講師 | 『病いの共同体 —ハンセン病療養所における 患者文化の生成と変容—』 (新曜社、2014年) |  |
| 第18回 2016年 (平成28年) | 博士(社会福祉学) 衣笠 一茂氏 大分大学福祉健康科学部学部長 教授 | 『ソーシャルワークにおける 「価値」と「原理」- 「実践の科学化」とその論理構造-』 (ミネルヴァ書房、2015年) |  |

| | 著者 受賞時職名 | 著書または論文名 | |
|-----------------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 第19回 2017年 (平成29年) <財団賞> | 博士(法学) 田中 拓道氏 一橋大学大学院社会学研究科 教授 | 『福祉政治史 - 格差に抗するデモクラシー』 (勁草書房、2017年) |  |
| <奨励賞> | 安藤 藍氏 首都大学東京都都市教養学部 都市教養学科人文・社会系助教 | 『里親であることの葛藤と対処 - 家族的文脈と福祉的文脈の交錯』 (ミネルヴァ書房、2017年) |  |
| <奨励賞> | 桜井 啓太氏 名古屋市立大学大学院人間文化研究科 講師 | 『<自立支援>の社会保障を問う - 生活保護・最低賃金 ・ワーキングプア』 (法律文化社、2017年) |  |
| 第20回 2018年 (平成30年) <財団賞> | 博士(社会福祉学) 永野 咲氏 昭和女子大学人間社会学部 福祉社会学科 助教 | 『社会的養護のもとで育つ若者の 「ライフチャンス」- 選択肢と つながりの保障、「生の不安定さ」 からの解放を求めて』 (明石書店、2017年) |  |
| 第21回 2019年 <財団賞> | 博士(法学) 嶋田 佳広氏 佛教大学社会福祉学部教授 | 『住宅扶助と最低生活保障 - 住宅保障法理の展開と ドイツ・ハルク改革』 (法律文化社、2018年) | |
| <奨励賞> | 林 祐介氏 同朋大学社会福祉学部専任講師 | 『効果的な退院・転院支援 - 医療ソーシャルワーカーの 専門的役割』 (旬報社、2019年) | |
| 第22回 2020年 <財団賞> | 博士(政治学) 日野原 由未氏 岩手県立大学社会福祉学部准教授 | 『帝国の遺産としてのイギリス 福祉国家と移民 - 脱国民国家化と新しい紐帯』 (ミネルヴァ書房、2019年) |  |
| 第23回 2021年 <財団賞> | 博士(学術) 高阪 悌雄氏 名寄市立大学保健福祉学部 社会福祉学科教授 | 『障害基礎年金と当事者運動 - 新たな障害者所得保障の確立 と政治力学』 (明石書店、2020年) |  |
| <奨励賞> | 鄭 熙聖氏 関東学院大学社会学部 現代社会学科准教授 | 『独居高齢者のセルフ・ネグレクト 研究- 当事者の語り』 (法律文化社、2020年) |  |

| | 著者 受賞時職名 | 著書または論文名 | |
|------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 第24回 2022年 <財団賞> | 博士(社会福祉学) 永田 祐氏 同志社大学社会学部 教授 | 『包括支援のガバナンス - 実践と政策をつなぐ市町村 福祉行政の展開』 (有斐閣、2021年) |  |
| <奨励賞> | 林 健太郎氏 慶應義塾大学産業研究科専任講師 | 『所得保障法制成立史論 - イギリスにおける「生活保障 システム」の形成と法の役割』 (信山社、2022年) |  |
| 第25回 2023年 <財団賞> | 博士(社会福祉学) 丹波 史紀氏 立命館大学産業社会学部 教授 | 『原子力災害からの複線型復興 - 被災者の生活再建への道』 (明石書店、2023年) |  |
| <奨励賞> | 井川 裕覚氏 上智大学大学院実践宗教学研究科 特別研究員 | 『近代日本の仏教と福祉 - 公共性と社会倫理視点から』 (法蔵館、2023年) |  |

公益財団法人SOMPO福祉財団の理事（2024年12月現在）

（敬称略）

| | | |
|------|-------|----------------------|
| 理事長 | 西澤 敬二 | （損害保険ジャパン顧問） |
| 専務理事 | 齋藤 仁 | （常勤） |
| 理事 | 秋山 弘子 | （東京大学名誉教授） |
| 理事 | 小林 光俊 | （敬心学園理事長） |
| 理事 | 白澤 政和 | （国際医療福祉大学大学院教授） |
| 理事 | 竹内 孝仁 | （日本自立支援介護・パワーリハ学会顧問） |
| 理事 | 田中 滋 | （埼玉県立大学理事長） |
| 理事 | 長嶋 紀一 | （日本大学名誉教授） |
| 理事 | 原田 正樹 | （日本福祉大学学長） |

第25回SOMPO福祉財団賞の審査委員（2024年度）

（敬称略）

| | | |
|-------|--------|----------------|
| 審査委員長 | 秋元 美世 | （東洋大学大学院特任教授） |
| 審査委員 | 今井 小の実 | （関西学院大学教授） |
| 審査委員 | 大島 巖 | （東北福祉大学副学長・教授） |
| 審査委員 | 後藤 玲子 | （帝京大学教授） |
| 審査委員 | 平岡 公一 | （東京通信大学教授） |
| 審査委員 | 山縣 文治 | （関西大学教授） |

SOMPO福祉財団叢書 No. 99

第25回SOMPO福祉財団賞受賞記念講演録

発行日 2025年3月

発行者 公益財団法人SOMPO福祉財団

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

電話 03-3349-9570 FAX 03-5322-5257

URL <https://www.sompo-wf.org/>

Email office@sompo-wf.org